

令和 7 年度事業計画

- I 救護施設 真和館
- II 養護老人ホーム あそ上寿園
- III 社会福祉法人 致知会

(令和 7 年 4 月 1 日)

目 次

はじめに	1
I 救護施設真和館	2
1 アルコール依存症の専門施設をめざします	2
（1）アルコール学習会の状況	2
（2）「真和館アルコール依存症回復支援プログラム」の活用と普及	2
① 羅針盤の活用	2
② 羅針盤の深化～心理面接の実施～	3
③ 「知的障がい者版アルコール依存症回復支援プログラムの策定」の検討・研究	4
④ アルコール依存症者支援手法導入・実践研修	4
⑤ 広報活動	4
⑥ 評価尺度の見直し	5
⑦ アルコール依存症回復支援テキストの作成	5
（3）残された課題対策	6
① クロスアディクション対策	6
② 併存障がい対策	6
③ 学習会に参加されない方の支援	7
④ 高次機能障害者の支援	8
2 精神障がい、強い施設を目指します	9
（1）包括的暴力防止プログラム（CVPPP）	10
（2）精神障がい者版「支援の勘所」の策定	10
（3）各種研修の実践化へ向けた取り組み	11
（4）新たな支援方法や支援ツールの開発	12
（5）「学習会」の継続実施	13
（6）「個別学習」の充実	14
3 地域移行や他施設移行の促進をめざします	14
（1）居宅生活訓練事業	15
（2）他施設移行の促進	15
（3）就労準備訓練事業の充実	15
II 養護老人ホームあそ上寿園	16
1 健康上寿な施設をめざします	17
（1）日常生活に運動を取り入れる	17
（2）レクリエーションの充実	18
（3）美味しい食事の提供	20

（４）持病を悪化させない	20
2 心穏やかに暮らせる施設をめざします	21
（１）親切・丁寧な寄り添った支援	22
①言葉遣いを丁寧に、丁寧な対応を目指します	22
②報・連・相を重視し、ベクトルの合った介護・支援をめざします	23
（２）個別対応の充実	23
①認知症者への対応	23
②難聴者への対応	23
③障がい者への対応	24
④夜間の介護、支援の対応力の向上をめざします	24
⑤質の高い入所者サービスの創造	24
3 地域に根差した開かれた施設をめざします	26
4 今後の施設運営について	33
（１）特定施設入居者生活介護の指定についての検討	33
（２）養護老人ホーム保護措置費について	34

（両施設がめざす共通項目）

4 臭いのしない清潔な施設をめざします（５Ｓ活動）	35
5 安全・安心で、人権を尊重した介護・支援をめざします	36
（１）自然災害への備え	36
（２）火災に対する備え	37
（３）リスク管理	38
①感染症対策	38
ア）コロナ対策	38
イ）インフルエンザ等対策	39
②食の安全対策	39
③服薬管理	40
④日常の見守り	40
⑤飛び出し防止対策	40
⑥お風呂の見守り	40
⑦転倒対策	41
（４）苦情処理	41
（５）人権に配慮した入所者サービス	41
6 質の高い入所者サービスを創造します（ＱＣ活動）	42
7 施設運営に貢献できる人材を育成します	42
（１）人間性の向上をめざします	43

（２）現場力の向上をめざした学習を継続します	４４
（３）人権・リスク管理に関する研修を徹底します	４４
（４）得意分野を育てるＯＪＴに取り組めます	４５
（５）５Ｓ活動を通し、組織に貢献できる職員をめざします	４６
（６）ＱＣ活動を充実・強化し、職員の創造性を育成します	４６
（７）外部研修（OFF-JT）の効率化をめざします	４６
（８）新しい介護・支援技法の習得と創造をめざします	４７
（９）自己啓発を支援します	４７
 Ⅲ 社会福祉法人致知会事業計画	４８
１ 法人本部の機能強化をめざします	４８
２ 財務基盤の安定をめざします	４９
（１）真和館の経営状況	４９
（２）あそ上寿園の経営状況	５０
３ ハード（建物・設備）の充実・整備をめざします	５２
４ 働きがいのある職場づくりをします	５２
５ 公益的な取り組みをします	５２
①お酒の悩みごと相談	５３
②お酒に関する出前講座	５３
③エスバーツ（SBIRTS）の推進	５４
④アルコールに関する地域セミナーの開催	５４
⑤アルコール依存学習会の開催	５４
⑥アルコール依存症者支援手法導入・実践研修（再掲事項）	５５
⑦福祉の困りごと相談	５５
⑧無料・低額宿泊の受け入れ	５５
⑨生活困窮者認定就労訓練事業への取り組み	５５
⑩実習生・研修生の受け入れ	５５
終わりに	５６

はじめに

令和7年度は真和館開設から20年目となり、「令和7年度事業計画」も20回目の計画となります。また、現在の第3次「社会福祉法人致知会（真和館・あそ上寿園）長期経営計画（令和元年～令和8年3月）」下における最終の計画にもなります。

振り返ってみますと、真和館は開設以来、「アルコール依存症や精神障がい強い施設」をめざした事業計画を作り続けてきました。その結果、今ではアルコール依存症者につきましては、数は少ない（約2割の入所者）ですが、地域に出てからも飲まないで暮らせる支援ができるようになりました。

一方、あそ上寿園にも令和6年度の後半に、3人のアルコール依存症の方が新たに入所されました。当初、ギリギリの職員数（経営状況が悪いため）で運営されているあそ上寿園でアルコール依存症者の受け入れは難しいという思いもありましたが、真和館でアルコール依存症者の支援に携わった職員も3人在籍し、もともと、社会貢献の一環として地域向けのアルコール学習会や地域のアルコール依存症者の支援なども展開していました。従いまして、そのノウハウを活用できるということで受け入れに至り、今では、真和館のアルコール依存症の指導員（ピア職員）による学習会やオンラインによる学習会など、飲まない施設生活をめざした支援に取り組み始めています。

今一つの精神障がい者の支援につきましては、理事長の要請の下、令和3年度の社会福祉法人致知会のQC活動で、真和館・あそ上寿園がともに「丁寧な言葉づかい」に取り組むことになり、令和4年度は両施設とも期せずして「丁寧な態度」、令和5年度は、真和館は「ホスピタリティ（思いやり・優しさ・心のこもったおもてなし）」へ、あそ上寿園は「未然防止（危険な行動や困った行動を未然に防止する）」へ発展して行きました。令和6年度もあそ上寿園は引き続き、未然防止へ取り組み、真和館は令和4年度から始まっていた「精神障がい者の支援の勘所」と合体した活動となりました。

ところで、精神領域で起こる暴力（言葉も含む）は、病状や症状の勢いに主体性を喪失してしまった状況、または自分に対するコントロールが困難な状況で起こります。そのために、暴力そのものをケアの対象として扱うことが重要となります。そのような当事者を一人の人として見てケアすることにより、暴力の発生を軽減させ、暴力が起こっても敬意ある対応をするための理念・プログラムが「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」であります。令和3年度からその職員研修に鋭意取り組んで来ましたので、今後はその実践にも目を向けて行きます。

このように、真和館・あそ上寿園はアルコール依存症だけでなく、精神障がいにも抜きん出た支援力を持った施設をめざし、奮闘・努力をします。本事業計画が、真和館・あそ上寿園の一段の発展に繋がれば本当に有難いことです。

I 救護施設真和館

1 アルコール依存症の専門施設をめざします

(1) アルコール学習会の状況

新型コロナウイルスが発生して以来、入所者のみなさんの外部の学習会や外部の諸行事への参加はオンラインのみに限定していましたが、コロナが5類となりました現在は、感染状況をみながら外部の自助グループのミーティングや外部の学習会へも直接参加することができるようになりました。

また、今では、オンラインを利用することにより、コロナ禍前よりも全国の多様な学習会にも参加できるようになり、学習会の幅が広がっています。

また、今までは九州内の主要な行事に、多くの時間と職員の労力、さらには多額な費用をかけ、現地まで出かけていましたが、オンラインを利用することにより随分と効率が良くなりました。災い転じて福となすとはまさにこのことであり、致知会主催の「地域セミナー」もオンラインで実施しておりますが、お陰様で全国各地の皆さまから参加頂けるセミナーになりました。

しかしながら、オンラインによる参加は、現地に行き、そこで「体感する感動」は味わえませんので、教育効果は若干、落ちるのではないかと思います。

令和7年度も感染症の状況、現地参加とオンライン参加のそれぞれの長所を勘案しながら学習をして参ります。

(2) 「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」の活用と普及

アルコール依存症回復支援ツールの集大成である「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」が、4年の歳月をかけて令和4年度末に完成いたしました。

この「真和館アルコール依存症回復羅針盤」は、アルコール依存症者に対しては、アルコール依存症からの回復の「あるべき姿」を指し示すとともに、回復過程を「見える化」することにより、回復への希望とやる気(モチベーション)を高めていただくために策定したものであり、また、職員にとってもアルコール依存症者への「支援の手引書」となるものです。

① 羅針盤の活用

真和館は平成18年の施設開設以来、長年アルコール依存症の回復支援に取り組んで参りました。その集大成が、平成4年度末に完成した「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」です。

この「羅針盤」は、①基本体系、②心身の変遷、③支援の勘所、④評価、⑤アルコール依存症回復プログラム(ARP)の5つの体系から構成されています。

改めて考えてみますと、アルコール依存症は、脳の病気であり、障がいであります。そして、アルコール（アセトアルデヒド）でやられる脳の部位は、ほぼ同じところをやられているため、ほとんどのアルコール依存症者の言動が似たものになるようです。

断酒を継続していると脳は次第に回復して行きます。面白いことにその回復の過程におけるアルコール依存症者の言動も似たような経過を辿ります。

ということは、脳の部位も似たような順番をたどって回復しているのではなかろうかと推測できます。

この回復の過程を真和館の長年に亘るアルコール依存症者の支援の経験と2人のピア職員の体験を「体系化」し「見える化」したものが令和4年度末に完成した「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」であります。

飲まないでいるアルコール依存症者の脳の回復過程が似たようなものであるならば、アルコール依存症者の飲みたいがゆえの言動や数々の困った言動も、この羅針盤の体系に沿って観察し、対応策を考えて行けば効率的な支援ができるはずです。実際、羅針盤完成後の令和5年度・6年度と2ヶ年度アルコール依存症の回復を支援してきました。その結果、羅針盤の体系に沿った考え方と実践をすればアルコール依存症者の「怒りや反抗的な言動・嘘や他人のせいにする言動」も今どの回復段階だと理解できたうえでの対応が可能となります。

その結果、今では職員も自信をもって回復訓練に取り組むことができるようになりました。ただ、地域で生活するまでに回復する（真和館の経験では3年～5年の訓練が必要）ことができるアルコール依存者の入所者の数は残念ながら限られています（アルコール依存症で入所者される方の5人に1人しか地域移行できていません）。

また、館内では次第に羅針盤の考え方が浸透し始めていますが、まだ、まだ、理解も浅く表面的な理解に過ぎないため、職員及び入所者にどう浸透させて行くかも引き続き課題となっています。

②羅針盤の深化 ～心理面接の実施～

真和館を開設し、アルコール依存症に取り組み始めた初期の時代は、アルコール依存症になるのは、飲酒するとドーパミンという快楽ホルモンが分泌されるので「快楽を求め」過度に飲酒したり、飲酒を繰り返すことでアルコール依存症になるという説が主流となっていました。

しかし、10年ほど前から、依存症者がお酒を飲むのは、快楽の追及でなく、依存の本質は心理的苦痛の減少や緩和のためといった「自己治療仮説」や小児期の逆境体験から、自身や他人を信頼できず感情調節やストレスを依存に求めるという「信頼障害仮説」が広く流布され、主流の説になりつつあります。

そのため、平成4年度末に完成した「真和館アルコール依存症回復支援羅針

盤」も2つの仮説の上に立った構成になっています。従いまして、小児期逆境体験を有する人の成育過程や発達状況を知ることが、回復にとって大事となり、令和4年度から臨床心理士による「心理面接」にも取り組み始めました。お陰で、これまで入り込めなかった成育過程の逆境体験は勿論のこと、本人のお酒に対する意識や態度も深く理解することができるようになりました。

令和7年度、この取り組みを深化・発展させアルコール依存症者の回復支援に、さらに、役立てて参ります。

③「知的障がい者版アルコール依存症回復プログラムの策定」の検討・研究

アルコール依存症者は、アルコールのため体や脳に障害を受けた人であり、真和館に入所されている方の多くの方は、知的能力も高くはありません。そのような方が真和館のAR Pを真に理解いただけるかは、はなはだ疑問であります。

しかし、これまでに真和館で回復した方の中には、知的障がいや発達障がいをお持ちの方もおられます。ということは知識や能力だけではなく、飲酒やアルコールに対する「姿勢や習慣、若干の知識や技法」を身につければ、数は少なくとも地域に出て暮らすことができる人がおられるのではないかと思います。になりました。

そこで、令和7年度はこの問題の検討・研究のためにQC活動を立ち上げ、その後、2～3年をかけて「知的障がい者版アルコール依存症回復プログラムの策定」をして参ります。

④アルコール依存症者支援手法導入・実践研修

東京都の23区が設立母体である社会福祉法人特別区社会福祉事業団から、令和4年度（3人×3ヶ月）・5年度（3人×4ヶ月＋1人×20日）に引き続き、令和6年度も、6人の所長が1年間（6人×2ヶ月）の研修に来て頂き、本研修は本年度で終了となります。

令和7年度からは、長期間の研修申し込みはありませんので、従来通り、実習生（学生）や1週間程度の研修生（施設職員）を受け入れて参ります。

⑤広報活動

令和6年11月30日（土）に致知会・真和館・あそ上寿園主催で「アルコール依存症を理解する・支える」～在宅支援の現場から～と題して、講師にまつお不動産（株）代表取締役 松尾 実様、NP0 法人ブルー・スカイ理事長 榮時弘様をお迎えし、第6回「地域セミナー」をオンラインで開催いたしました。

令和7年度もあそ上寿園と協同で、地元阿蘇地域は勿論のこと、全国の関係

者や関係機関に向けて、アルコール依存症者を理解し、支えて頂くためにオンラインによる「地域セミナー」を開催いたします。

⑥評価尺度の見直し

羅針盤の評価尺度については、理事会で潮谷理事から「尺度」としては妥当性がなく、尺度に値しないという指摘があったので、尺度づくりのご指導をしていただくとともに、長崎純心大学の2人の先生を紹介いただきました。

早速、長崎純心大学の井手口麻衣助教、岡田あすか助教の指導の下、2回の検討会（1回目R5年7月1日・2日、2回目R5年9月28日（ズーム））を開催し、その後はメールでやり取りしながら、新たな評価尺度の策定に取り組んで来ました。

今現在は、新しく出来上がった評価尺度（アンケート）を用い4名の入所者がプレテスト（答えて）いただき、質問用紙（アンケート）の体裁は整ったところです。

また現在、井手口先生と岡田先生に評価尺度の分析（データの整理、単純集計、相関分析等）を実施頂いており、今後は妥当性と信頼性を備えた評価尺度として成立するよう、両先生に検討・分析していただくことになります。

なお、これまでの評価尺度も実践では結構役に立っていますので、今も「評価」として利用をしています。

⑦アルコール依存症回復支援テキストの作成

お酒を止め、アルコール依存症から回復して行く過程は、羅針盤により、「見える化」が出来ましたが、より効率的に回復して行くためのテキストが、まだありません。

特に、①アルコールを止めた初めは、殆どの方が、自分はアルコール依存症ではないと否認をされます。否認した状態で学習会に参加しても、効率的な学習にはなりません。

次は、アルコールを止めて規則正しい生活していると「縮んでいた脳」も少しずつ回復し、頭がクリアになりだします。すると、人のすることなすことに対して攻撃が始まります。すなわち、アルコール依存症は、飲んでいるときは勿論のこと、止めた後も「怒り」まくっています。その解消が大きな課題です。

次に、飲まずに2～3年もすると、真和館で暮らしている限りは、飲酒欲求も弱まり、特に、問題なく暮らして行けます。しかし、地域に出れば、色んなストレスのため、また飲んでしまいます。精神構造の改革・すなわち、考え方を変えない限り、安心して地域に送り出すことはできません。

そこで、①「否認」、②「怒り」、③「精神構造の改革」に絞った真和館独自の回復支援のテキスト作りをすればと思い至りました。

幸いにも、毎月第4土曜日に開催しているアルコール依存症学習会の講義録

も揃いつつありますので、長い間「事業計画」に謳い続けて来たテキスト作りに向けて、令和7年度から一步を踏みだすことにいたします。

（３）残された課題対策

①クロスアディクション対策

アルコール依存症の方の中には、薬物・ギャンブルといった様々な依存症がクロスしているクロスアデクション（重複した依存症）の方もおられます。

また、依存症の方は、元々、何かに依存しがちな精神構造にあるため、折角、アルコールを止めても、今度は、薬物やギャンブルなどに捕らわれるという事態になりがちです。

※１）真和館には、アルコールだけでなく、薬物・ギャンブル・買い物・摂食・盗癖・ゲームなど、様々なアデクション（嗜癖）をお持ちの方がおられます。

２）クロスの比率も高く（アルコールと薬物のクロス４割、アルコールとギャンブルのクロス４割、トリプルのクロス２割）なっています。

そのために、薬物やギャンブル依存症についても、既に、真和館の中で定期的に開催されている学習の場もあり、外部の自助グループにも、メッセージを運んでもらっています。

また、県内外で開催される薬物・ギャンブルの自助グループの様々なイベントにも、参加させて頂いています。

幸いにも、薬物・ギャンブルの自助グループのテキストは、アルコール依存症と同じ「12のステップ」となっており、真和館としても比較的に取り組み易い状況になっています。

そこで、令和6年度も自助グループ等のご協力を得ながら、依存症当事者と職員ともども薬物やギャンブル依存症特有の症状についての学びを深めて参ります。

一方、買い物・摂食・盗癖・自傷、ゲーム依存症者に対する日本における取り組みはこれからであり、真和館も出版物等から知識を得ながら、個別の対応をし、そこから、学び、経験を積み重ねている段階であります。

令和7年度も、これらのクロスアディクションについて、様々な試行・錯誤を繰り返すとともに、広くアンテナを張り、外部の研究成果を探し続け、真和館に取り入れることができるものは取り入れるなどして、対策の充実をめざして参ります。

②併存障がい対策

アルコール依存症のことを学べば学ぶほど、アルコール依存症の多くの方に、薬物・ギャンブルなど様々な依存症がクロスしており、さらには、精神障がい

や発達障がい、知的障がいも併存していることが見え始めて来ました。

折角、アルコール依存症から回復し、飲まれなくなっても、アルコールにより今まで隠れていた精神障がいや発達障がいが浮かび上がって来ます。この問題にどう対処するかが、真和館の大きな課題であります。

例えば真和館に入所されている多くのアルコール依存症者は、アルコールを飲まなくなられても、精神障がいをお持ちのために「生きづらさ」から抜け出すことが、なかなか難しい状況にあります。

反対から考えれば、発達障がいや知的障がいがあり、精神障がいがあるために「生きづらさ」の自己治療としてアルコールや薬物を利用し続け、依存症になるというメカニズムがあるとも考えることができます。

ということは、アルコール依存症の専門施設をめざすということは、全ての依存症、精神障がい、発達障がいに強くなければならないということでもあります。

幸い、真和館はこれまでも、「精神障がいに強い施設」をめざして来ました。

このことは、今になってみれば、アルコール依存症専門施設に向けての力強い支援力にもなります。

そして、さらに、発達障がい、知的障がいにも強くなければならないことにもなります。

この併存障がい問題は、現状では、何から、どう取り組み始めて良いかわからない前途遼遠の課題です。ただ、救護施設、その中でもアルコール依存症や精神障がいに強い真和館が取り組む以外、他のどの施設も取り組めない課題であります。

令和7年度も併存障がい対策としては、その方が持っておられる障がいについて、本人と一緒に個別学習を進めるなどして、「生きづらさ」の解消に向けて、一步一步、手探りで歩みを進めて行きたいと思っています。

※1) アルコールを含む物質使用障がい（アルコール・薬物）と診断されたことのあるものの約半数が他の精神障がいを患ったことがあり、逆に、他の精神障がいを罹患したことがあるものの約半数が、物質使用障がいの既往があるという開業医の方の文献もあります。

2) 真和館入所者の方の7割に、アルコールを中心とした依存症があり、殆ど全ての入所者の方に何らかの精神障がいがあります。

③学習会に参加されない方の支援

真和館は、何度も何度も、断酒（回復）に失敗し、どうにもならなくなった方が、「断酒が続けられ」、その上に、「地域に出ても飲まず暮らして行くこと」

ができることを学べる施設であります。

何らかのめぐり合わせで、アルコール依存症者が、真和館に入所されますと、早速、断酒が始まり、A R Pに沿いアルコール学習が始まります。

しかし、今までアルコールが入っているのが普通になっている体に、アルコールが入らなくなると、イライラや不眠が続く、心身は不調となり、飲酒欲求も波状的に襲って来ます。

その苦しみに耐え、「飲まずに、規則正しい生活」を半年から1年も続けていると、次第に心身も回復し、頭もクリアになり始めます。

ここが、また、人生の分かれ道になります。入所された中のほんの少数の方ですが、これまでの生き方を変えるために、真和館の「A R P」に沿い学び続ける方もおられます。

一方には、自分中心の主張を繰り返し、謙虚に学ぼうとしない方もおられます。中には飲みたさゆえに施設を飛び出される方までもおられます。

何故、このような違いが生まれるのか、「アルコール依存症特有の症状」に原因があるのではないかという思いが、アルコール依存症を知れば知るほど強くなりました。※中には、根底に知的障害があり、学習が難しい方もおられます。

アルコール依存症の方は、①人に対する共感力が無く、②ストレスに弱く、③感情を抑えることができず、④イライラしたり、怒ったりし、⑤被害妄想的で、⑥計画力や遂行力がありません。

しかも、飲めば、このような苦しみから逃れることができ、⑦自分を過大評価し、尊大になることもできます。

このようなことから、⑧強い否認に繋がり、真和館の回復に向けての学習会や自助グループへの参加にも、これまた、足が向かなくなるのも当然のことかもしれません。

しかし、学習もせずに、地域に帰れば、折角、続いていた断酒も失敗に終わり、遠からず死を待つばかりの身となりかねません。

そこで、羅針盤の構想が完成したこの機会に、「アルコール依存症特有の症状」に、どう向き合えば、真剣にアルコール学習に取り組んでもらえるか、令和7年度から、力を入れた検討・研究をして参ります。

④高次脳機能障害者の支援

アルコールによる脳の病気（脳梗塞・脳出血・くも膜下出血）などで脳に損傷を受け、言語・認知・注意・記憶・遂行機能・情動・社会的行動に障害が起き、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する高次脳障害の入所者の数が、次第に増えてきています。アルコール依存症ということで、真和館に入所すれば、飲むこともなく安心して暮らせるということで、入所依頼が多くなってい

るためだと思われます。

高次脳機能障害は、脳の損傷の場所が違うため症状も様々で、回復もはかばかしくありません。そのために、亡くなるまで転所することが出来ないため、真和館の席を長期間、暖めたままになると思われます。

一方には、真和館でアルコールの学習をして、依存症から回復して、地域で暮らすために病院で待っておられる方もおられます。

しかし、席が埋まっていれば、その方々は、なかなか真和館に入所できない状態になり、折角の真和館の回復施設としての機能が、次第に生かせなくなります。早めに対策を打たねば、ある意味、憂慮すべき事態となりかねません。

そこで、高次脳機能障害の回復支援に力を入れ、見守りがある施設であれば、飲まずに暮らせるようになるような支援方法を検討・研究し、他施設移行をめざして参ります。

2 精神障がい、強い施設をめざします

真和館は施設開設以来、アルコール依存症と精神障がいに強い施設をめざして、施設運営をして参りました。そのため、多くの処遇が困難なアルコール依存症者や精神障がい者をあえて入所していただき支援力をみがいて参りました。

特に、アルコール依存症者の支援に関しては、令和4年度末に「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」として集大成ができ、アルコール依存症者に対する施設の支援力も格段に向上いたしました。

今一つの精神障がい者に対しても、令和3年度頃から「支援力の格段な向上」を図ろうという意識が高まり、職員研修やQC活動に鋭意取り組み始めました。

その結果として、今、力を入れて取り組んでいるのが、「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」の研修であり、「精神障がい者版支援の勘所」の策定であります。

CVPPP につきましては、これまで、施設内で令和4年度から6年度にかけて、10回の研修会を開催するとともに、職員9人（1人は上寿園）を独立行政法人国立病院機構 肥前医療センターの CVPPP トレーナ養成研修（4日間）へ派遣しています。

令和7年度も引き続き、1人でも多くの職員をトレーナ研修に派遣するとともに、CVPPP の理念を一人ひとりの職員が、現場の支援にどう生かしていくかということについて、アンケートを取り、実践に取り組み始めたところです。

(1)包括的暴力防止プログラム(CVPPP)

真和館入所者の殆どの方は、精神障がいをお持ちの方で、中には暴力的な傾向がある方もおられ、その処遇には大変苦慮をしています。

ところで、精神領域で起こる暴力は、病状や症状の勢いに主体性を喪失してしまった状況、または、自分に対するコントロールが困難な状況で起こります。精神障害を抱えた当事者は、幻覚・妄想状態で不安や恐怖に囲まれた世界などでどうにかして助かりたいともがいて孤独な戦いをしているのです。そのため、暴力そのものもケアの対象として取り扱うことが重要となります。

「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」は、そのような当事者を患者や入所者としてではなく、一人の人として見てケアすること（パーソン・センタード・ケアの考え）により、暴力発生の軽減を図り、暴力が起こっても敬意ある対応をし、また、暴力後のケアを行う、という暴力に対する包括的な理念・プログラムです。

この理念が浸透すれば、職員一人ひとりの心が変わり、言葉が変わり、行動が変わり、職員が当事者に関心を持ち、当事者の希望や気持ちを一緒に考え、施設の中に安心を作り出せるようになるのではないかと考えています。ただ、人は素晴らしい話を聞いても、すぐ、忘れてしまいますので、令和7年度も同様の研修を繰り返し、続けて参ります。

※真和館における「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」研修概要

①トレーナ養成研修会への派遣

- ・研修期間 4日間
- ・場 所 国立病院機構 肥前医療センター
- ・派遣人数 令和3年度2名、4年度2名+上寿園1名、5年度2名、6年度2名

②真和館職員研修会

- ・研修期間 1日
- ・研修回数 令和4年度 2回+九救協大会+熊救協研修会（真和館で開催）
令和5年度2回 令和6年度2回（11月6日・2月12日開催）
- ・場 所 真和館館研修室
- ・講 師 独立行政法人 国立病院機構 肥前医療センター
看護師 永池昌博様

(2)精神障がい者版「支援の勘所」の策定

真和館には依存症をはじめ、精神障がいや知的障がい等、様々な障がいをお持ちの方が入所されていますので、問題行動も多く、職員も支援に苦勞しています。介護・支援の質を上げ、入所者の暴力的な言動を減らすためには、良

き言葉づかいが必要であるという認識の下、理事長の要請で、令和3年度に真和館とあそ上寿園がQC活動で「丁寧な言葉づかい」に取り組みました。そして、両施設ともに言葉だけではなく態度が大切だと気が付き、令和4年度は「丁寧な態度」に取り組むことになりました。そして、令和5年度は、真和館は「ホスピタリティ（思いやり、優しさ、心のこもったおもてなし）」に進化し、あそ上寿園は「未然防止（危険な行動や困った行動を未然に防止）」に展開して行きました。令和6年度は、あそ上寿園は引き続き「未然防止～勘所の共通認識と活用～」へと一段と進化した取り組みとなり、真和館は令和4年度からQC活動として始まっていた「精神障がい者版支援の勘所」のと統合させることになりました。ただ、施設の中で「丁寧な言葉」が話され、心のこもった「丁寧な入所者対応」となるような標語を職員室に掲げ、毎朝の朝礼で唱和するなどこの取り組みを引き続き運動として継続しています。

統合した「精神障がい者版支援の勘所」の取り組みは、令和4年度は問題行動の原因が個人要因（疾病・障がい）であるのか、環境要因（施設や他の入所者）であるのか、人的要因（職員）であるのか、問題行動の原因を整理すると共に、問題行動と個人要因である疾患・障がいとの関連性について調査・分析をしました。

5年度は、「問題行動を減らすにはどうしたらよいか」ということに焦点を当て、職員一人一人の支援の事例を収集し、整理分類し支援を行うにあつたての職員の心構えや支援のあり方といった「支援の基本」の原型が出来ました。

6年度は「支援の基本」に磨きをかけるとともに、問題行動に対する具体的な支援方法の作成を始めました。

今後は、これらの成果を基に「安全で安心なケア」が実践できるよう「支援の勘所」としてまとめて行きたいと思っています。

(3)各種研修の実践化へ向けた取り組み

真和館では施設開設以来、様々な研修に取り組み、しかも、その研修会を粘り強く維持・発展させて参りました。

例えば、「相談支援研修会」と称して、午前と午後に職員を分け年に4回堀端 裕先生（致知会監事）を指導講師として、「真和館入所者の処遇困難な方」を対象にし、支援のあり方の検討をしています。思い返すと、本研修は、施設開設当初の社会福祉士や精神福祉士が学ぶような理論的な勉強会から、20年近くに亘る間に、少しずつ実践的な研修に近づき、今では、現場の実践に即役立つ、勉強会になっています。ただ、それが組織で生かされているかというと、そうっていないというのが実態であります。

また、真和館では、施設開設の翌年度にQC活動を立ち上げ、現場で困っている問題や業務のあるべき姿をめざし、業務改善に取り組んで来ました。

その結果、今では真和館の業務のシステムやあり方は、QC活動の中から生み出されて来たと言っても過言ではないといった状況になっています。

しかし、折角、QC活動で改善の提言がなされても、その場限りの発表提言で終わり、残念ながら、現場の業務に生かされないものも多くあると思われます。

その中で、最近力を入れ始めた「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」の研修会は、精神科病院の広報誌に「CVPPP の研修会に取組んでいます」という記事を見た理事長が、早速、トレーナ研修を行っている独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センターに2人の職員を4日間の研修に派遣しました。感動して帰ってきた職員の復命を聞いた理事長が、早速、肥前医療センターに赴き、令和4年度の熊本県救護施設協議会、九州地区救護施設協議会、さらに真和館の研修会への講師派遣をお願いしたのが始まりです。

この CVPPP の理念が浸透すれば、職員一人ひとりの心が変わり、言葉が変わり、行動が変わり、職員が当事者に関心を持ち、当事者の希望や気持ちを一緒に考え、施設の中に安心を作り出せるようになるのではないかと考え、以来、真和館では令和4年度、5年度、6年度と毎年度2回、同じ研修を繰り返して参りました。同じ話を職員は何回も聞いており、少しは心や態度が確かに変わりましたが、もっと、意識的に言葉や行動を変えていくために、現在、職員一人一人に、この理念を実際の現場にどう生かしていくかのアンケートを取っているところであります。そして、令和7年度はこのアンケートに基づき、一人一人が実践してみてどう有効かがあったか、報告していただくことにしています。

そこで、この事例のように、様々な研修が、職員一人ひとりとは勿論のこと、組織として効果的に生かし・生かされて行く取り組みを令和7年度から検討・検証して参ります。

（4）新たな支援手法や支援ツールの開発

施設オープン時の真和館は、介護や支援の素人ばかりで、精神障がい者に対する支援の技術や技法は持ち合わせていませんでした。

まずは、これらの方に、施設で何とか暮らして頂くために、①素早い対応と②粘り強い対応、そして、③心やさしい、④思いやりのある対応をして参りました。

また、素人の職員が、精神障がい者に効果的に対応できる支援方法は無いか、現場（QC活動等）で模索・検討を重ねて来たという歴史があります。

例えば、問題行動があれば、①10分間ケース会議と称して、朝の朝礼のちょっとした時間を活用し、関係者全員で知恵を絞ったり、②よろず相談と称して、

不安や悩みを抱えた方の相談に乗ったり、③1 分間ラポール（信頼）と称して、入所者の日常のちょっとした精神状況の変化を素早く捉え、早めの病院受診に繋げたり、④30 分間ラポール（信頼）と称して、カウンセリングをしたり、⑤相談支援研修会と称して、外部から講師の先生を招き、特に、処遇困難な方のケース検討会を開催して参りました。

また、⑥病識の無い方にも漏れなく、間違いなく薬を飲んでもらうシステムも構築しました。

そして、精神障がいについて学ぶために、処遇が難しい方や重い精神障がいをお持ちの方を、積極的に受け入れ、我慢強くお世話をし、支援の経験を積んで参りました。

令和 7 年度も、真に、精神障がいに強い施設とはどのような施設なのか、根本的に考えを深め、精神障がいの効果的な回復・支援方法を模索・検討して参ります。

（５）「学習会」の継続実施

真和館入所者の方は、殆どの方が精神障害者手帳の所持者であります。従いまして、その処遇は、真和館運営に取って、大変重みのある課題であります。

そこで、どうすれば、施設の中で穏やかに暮らして頂けるか、これまでも様々な事業や取り組みをして来ました。

例えば、大阪在住の森 実恵先生（ピアの方）に、ここ 10 年来、来館して頂き、年に 3 回（令和 2 年度・3 年度・4 年度・5 年度・6 年度はコロナのため中止）、統合失調症の勉強会やピアカウンセリングを実施して来ました。この流れの中で、平成 29 年度から毎週 1 回、統合失調症者のみなさんに病識を持って頂ければ、回復に役立つのではと思い、統合失調症の学習会「ひまわりの会」を開催することになりました。

そうしますとこれまで、学習に全く無縁と思われる方が、熱心に学習に参加し、自分の病気を理解されようとされます。

そうなりますと、次は知的障がいの方のための学習会ということで、「スイートピーの会」が令和元年 10 月に立ち上がり、毎月 2 回開催されています。

また、令和 5 年度から熊本学園大学の城野匡教授にお越し頂き、令和 5 年度は「統合失調症」、令和 6 年度は「うつ病・躁うつ病」について、当事者参加型の研修会を実施頂き、職員も当事者も精神疾患についての理解が深まりました。

令和 7 年度も、当事者の方々が、お互いの経験を基に、解決手法など、知恵を出し合い、様々な問題に対処できるような力を付けて行く、これらの学習会を実施し続けて参ります。

（６）「個別学習」の充実

真和館では、自分の障がいについて学習したい方に対しては、平成２９年度から、一人ひとりの障がいに応じた個別学習が始まりました。

現在、実施できる（した）学習会は、うつ、双極性障害、ADHD、統合失調症、アルコール、薬物、盗癖、アンガーマネジメント、森田療法、高次脳機能障害、LGBTQなどで、本人の希望や処遇上の必要に応じ、実施しています。

個別学習は、本人の不安を取り除くとともに、他人に迷惑を掛けたりする言動の抑止、生きづらさの解消などを目的としており、これからの真和館の学習形態の中で、益々大きな位置と役割を占めて行くと思われますので、令和７年度もさらに、充実した取り組みを展開して参ります。

3 地域移行や他施設移行の促進をめざします

真和館がオープンすると、処遇の難しい精神障がい者の方がドッと入所されて来られました。しかも、その中の半数近くの方が、アルコール依存症の方でした。そのため、早速、隠れ飲みや入所者間でのアルコールの廻し飲みが始まり施設内は、騒然としていました。

そこで、「飲まない、飲ませない」取組が始まり、飲ませないためには随分苦労もしましたが、熱心な取り組みを続けているうちに、５～６年もすると誰一人として飲まれなくなりました。

この期間が１～２年も続くと折角、飲まれなくなったので、このまま施設で暮らして頂くのではなく、地域に出る力がある方については、「地域に出ても飲まない」で暮らして頂ける取り組みをしようという発想が出て来ました。

当然のこととして、アルコール学習会も次第に「地域に出ても飲まない」取組に力点が移って行きました。

しかし、真和館に入って来られる多くの方は、アルコール専門病院の入退院を何度も何度も繰り返され、アルコールを飲まれなくなっても、既に、地域に戻れる力が無くなっている方々が殆んどであります。ただ、その中のほんの一握りに、地域生活が出来る力を持った方がおられます。

また、令和に入ってから、考え方の幅を広げ、一人ひとりの方が持てる力に応じた生活（他施設やグループホーム）を目指せばどうだろうかという考え方を明確に持つようになりました。

具体的には、①地域に戻っても飲まないで生活をする事が出来る方は、地域のアパートへ、②施設の支援があれば、飲まないで暮らして行ける方は、グループホームや他施設へ移行して頂く。③真和館でないと飲んでしまう恐れがある方は、真和館で暮らして頂くという方針を明確にした上で回復支援に取り

組むことになりました。

アルコール依存症からの回復支援ができる真和館の機能を社会のためにフルに活用するために、基本、令和3年度からは、教育訓練の期間は3年とし、一段と地域移行や他施設移行の促進に力を入れ始めました。

令和7年度も、この基本方針を維持・発展させるために、成果が上がる着実な取り組みを進めて参ります。

（１）居宅生活訓練事業

居宅生活訓練事業は、入所者が地域のアパートなどを利用し、地域生活に近い環境の下で生活訓練を行い地域生活に繋げるという国の制度事業です。

真和館では、この事業を地域で飲まないで暮らすための目玉の教育・訓練と位置づけ、力を入れた取り組みをしています。

アルコール依存症者にとって、職員の目が行き届かない地域のアパートで、1～2年間、飲まずに暮らせたということは、施設を退所してアパート暮らしになっても、飲まないで暮らして行けることに繋がります。

そういう意味で、この事業は、「真和館アルコール依存症回復プログラム(ARP)」の中で、なくてはならない重要な事業であります。

令和7年度は、令和6年度から新たに訓練に入られた2名の方が2年目の訓練に入られます。1年後、地域に帰ってからも飲まないように、確りとした教育・訓練・支援を実施して参ります。

（２）他施設移行の促進

真和館入所者の殆どの方には、知的障がいや精神障がいなどが併存しています。そのために、アルコール学習に力を入れても、理解の深さが限られてしまいます。

しかし、中には、一所懸命に、アルコールの勉強をしておられる方もいます。これらの方々の選択肢の一つとして、他施設移行に力を入れた取り組みが始まり、実績も徐々にではありますが出始めています。

また高齢になられ、真和館では生活できない状況になってきている方々も出始めております。その方々については、介護保険法等の他法を利用した他施設移行を実施して参ります。

（３）就労準備訓練事業の充実

真和館の就労訓練は、開設以来、社会福祉法人恵熊会 めぐみ学園さんから、弁当を一度に10～20個まとめて運ぶための袋づくり、「紙貼り作業」を発注いただき取り組んで来ました。この作業は、根気を養うのにとっても良い作業で、

しかも、ADLが高くなくとも作業に参加でき、仕事量も希望する適正な量を発注して頂けるという、下請け作業としては、とても理想的なものとなっています。

そこへ、平成30年3月にあそ上寿園がオープンしましたので、ADLの高い方向けに、平成30年の11月からあそ上寿園の清掃作業（週2回、1回2時間）を新たな訓練科目に取り入れました。

清掃作業立ち上げ時の目的は、退所後の就労準備と退所に際しての資金作り（生活保護で認められる範囲内）を目的とした事業でありました。

この作業を訓練に取り組んでみると、アルコール依存症の方が、体を動かすことでぐっすり眠れ、達成感が得られるということで、熱心に取り組まれるようになりました。

特に、アルコール依存症の方は離脱症状・後遺症のため、心身の不調を繰り返され、なかなか規則正しい生活が出来ないという課題の解決の一助にもなりました。

そこで、この作業訓練の回数を増やし、体を動かす機会をできるだけ増やすことが大事ではないかと考え、令和3年度からは、参加者数の増加（1回3人程度→5人程度）と、これまでの週2回の取り組みを1回増やし、週3回の取り組みにしました。

令和7年度も、参加者の方に喜んでもらえるような訓練となるよう力を入れた取り組みにして行きます。

※作業概要

作業日： 月 水 金

時 間： 2時間（13：30～15：30）

作業賃： 1時間 250円

Ⅱ 養護老人ホームあそ上寿園

養護老人ホーム「あそ上寿園」は、阿蘇市養護老人ホーム「上寿園」の後継施設として、平成30年3月にオープンしました。お陰様でこの3月で8年目に入りました。これもひとえに、阿蘇市ご当局様をはじめ、各関係機関の皆様方、地域の皆様方、役職員の皆様方のお支えがあつてのことと心から感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、当施設は市営時代の名称が「上寿園」という素晴らしい名前で、地域に定着していましたので、そのまま引き継ぎ、それに、日本全国、世界にも通用する「阿蘇」の地名をいただき、「あそ上寿園」と命名しました。

三省堂出典・大辞林第三版によれば、「上寿」という意味は、「寿命が長いこと。寿命を、上、中、下の三段階に分けた最も上の段階、100 歳又は 120 歳のこと」と説明されています。従いまして、「上寿園」と名前を付けた以上、それに、ふさわしく「健康上寿な施設」を創り上げるのが、私たち「あそ上寿園」に働く職員を始め関係者の使命と思います。

そこで、【あそ上寿園が目指す方向】を次のように掲げています。

1. 健康上寿な施設を目指します。
2. 心穏やかに暮らせる施設を目指します。
3. 地域に根差した開かれた施設を目指します。

1 健康上寿な施設をめざします

フレイルの定義にありますように、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面性を考慮した入所者処遇に取り組む必要があります。そのための具体的な取り組みの一環としてQC活動や5S活動などを推進しているところです。

特に、令和3年度（致知会QCサークル活動第15期）から【丁寧】という大項目のテーマを掲げ、サブテーマとして、第15期：丁寧な言葉使い、第16期：丁寧な態度、第17期：丁寧な個別支援、第18期：丁寧な未然防止として取り組んで参りました。令和7年度の第19期から【未然防止】を大項目に掲げ個別支援に活かせるように取り組んでまいります。

さて、新型コロナ感染の報道がされてから5年経過し現在、新型コロナは第5類に引き下げられインフルエンザと同等の扱いになりました。当施設に在籍しておられる方は高齢者であり、各々に何らかの基礎疾患を抱えておられます。新型コロナ、インフルエンザ他、感染症に罹患されますと重症化のリスクが高いこととなります。これらの感染防止と、危機意識を継続させ、入所の皆様の様子観察を重視し、早期発見、早期対応に努め、感染防止に努めます。

また、日々の掃除、消毒は大事であり継続して、感染症予防対策として強化して参ります。

（1）日常生活に運動を取り入れる

- 毎日、午前と午後にレクリエーションを取り入れ実施します。大枠では、
- ①身体を動かす体操や輪投げ、玉入れ、卓球バレー、風船バレー等の運動系
 - ②合唱、カラオケ、音楽に合わせリラックスを兼ねた体操等の音楽系
 - ③塗り絵、ペン字、貼り絵等の学習系
 - ④毎月の誕生会や年間のイベント

⑤地域との交流

(隣接する阿蘇市びよびよ広場様や乙姫保育園様、自治会関係の皆様)

これらのレクリエーション活動に参加していただくことは、生活全体の活性化に繋がり運動量が増え筋力低下防止に繋がっていると考えています。

高齢者がサルコペニア（筋力低下・筋肉量または質の低下・身体能力の低下）の状態になっても、適切な運動や栄養摂取により比較的短い時間で、筋力を取り戻しやすい、と言われてしています。その意味では、園内での生活は、食事、排泄、入浴、洗濯などで、自宅にいる時よりかなりの長さを歩行しなければならず、結構な運動量になり、筋力低下や筋肉量の減少を防ぐことになります。入所された直後は、足取りが危うかった方も、4～5日もすると足取りも軽く、息も上がらず、スムーズに歩行できるようになります。入所前の健康診断の検査の数値が改善された方もおられます。

毎日、その方の体力に合わせ、館内廊下や、屋外敷地外周を散歩される方もおられ、日常生活のちょっとした心がけだけで、筋力低下・身体能力の低下防止に、かなりの効果が上がっています。

令和7年度も引き続き、日常生活の中で無理をしないで自然に筋力アップができる運動を取り入れ、「健康上寿」な施設をめざします。

(2) レクリエーションの充実

毎日、午前と午後にレクリエーションを実施します。レクリエーションに参加していただくことは、見学参加者を含め、楽しい社交の場であります。見学しながら、おやつの時間を楽しむ方もおられ、ゆっくりと楽しむ時間であり心身の健康増進を図る場でもあります。

園内で日々の楽しみを持っていただけるような提案をする必要があります。

そこで、毎日のレクリエーションを充実させています。午前（10：30～11：30）と午後（14：30～15：30）の2回実施します。

参加、見学参加、不参加は自由ですが、皆様の楽しみの方、楽しみの時間であり、身体的脆弱性、精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などに対応できる場の提供として、楽しみ、気分転換、リラックスの居場所としての機能を発揮するよう努めてまいります。

学習室・機能訓練室を活用し、趣味を活かすなど個人の希望に沿うような種目として、ちぎり絵・貼り絵にも取り組みます。

令和7年度のレクリエーション、イベントの計画

大 別	主 な 種 目
① 運動系	【体操形式】 ・ラジオ体操 ・職員の号令に合わせてオリジナル体操 ・音楽に合わせて体操（聴きながら、画像を見ながら） ・タオルや紙製の棒を使った体操 ・リラクゼーション体操（ボランティアの講師：月 1 回） 【ゲーム形式】 ・卓球バレー ・風船バレー ・玉入れ ・輪投げ ・職員の個性に合わせたオリジナルゲーム（体操） 【輪になって】 ・玉まわし ・ボール蹴り 【個別対応：随時】 ・筋力低下を防ぐために運動を実施（立ち上がり、足踏み立位など）
② 音楽系	【個人演奏】 ・カラオケ（各自のリクエストに応じる） 【合唱】 ・童謡、唱歌、なつかしの歌、演歌 【音楽で体操】 ・色とりどりのスズランテープボンボンを手に持ち音楽に合わせて体操 ・DVD の画像を見ながら、歌や号令に合わせて体操 ・CD の音楽に合わせてタオル体操
③ 学習系	〔集会室を活用〕 ・ボールペン字 ・塗り絵 ・感染症の勉強会 ・自然災害（地震、水害）の DVD 鑑賞会（4 月～6 月） 〔学習室・機能訓練室を活用〕 ・ちぎり絵・貼り絵
④ イベント	・新年の集い（1 月 1 日） ・創立記念日（球技大会） ・七夕会（運動会・あそ上寿園オリンピック）

	・敬老会（運動会・あそ上寿園ねんりんピック） ・12月クリスマス会お楽しみカラオケ大会、歌・踊り ・毎月誕生会 ・季節の行事に合わせ調理メンバーによる手作りカード
⑤ 地域交流	・隣接するびよびよ広場様（制作品等の贈呈、歌や踊りの披露など） ・阿蘇市乙姫保育園様（制作品等の贈呈、歌や踊りの披露など） ・地域の自治会様、老人クラブ様（消防署から講師を招き救急救命の講習会等）

（３）美味しい食事の提供

食べることは人にとって、最大の楽しみの一つであり、三度の食事は規則正しい生活の基本と言えます。

高齢になると、食が細くなってしまい、食べているつもりでも十分な栄養が摂れておらず、フレイルの原因になってしまいます。これを防ぐためには、質の良い食べ物で、各種の栄養素をバランスよく摂取し、低栄養状態にならないような配慮が必要であります。

あそ上寿園では、栄養士の指導の下、質の高い給食をゆっくりと食べて頂くようにしています

また、年２回の嗜好調査を実施し、みなさんの好みを調査し、美味しいと思って頂ける食事を提供することに力を入れて行きます。

あそ上寿園の食事の様子は、皆様丁寧に楽しまれ、静かで穏やかな感じを受けます。誰かと一緒に食事ができるということは、食欲が高まります。食事を通して社会とのつながりが持てる場を提供できればと願っています。

なお、加齢に伴い、嚥下機能の低下により、食べ物や飲みものが気管に入るなどの嚥下困難が起きることがあります。そうすると、食事量が減り、低栄養を起し、フレイルへつながるリスクが高まります。

食を通し、身体的脆弱性のみならず社会的脆弱性などの防止に、多面的な配慮をして「健康上寿」をめざして参ります。

（４）持病を悪化させない

あそ上寿園の入所者様のほとんどの方が、入所以前から何らかの持病をお持ちで、雇いつけの医療機関で治療を受けておられます。

あそ上寿園入所後もできるだけ、これまでお世話になっていた主治医との関係を保っていただくことにしています。ただ、養護老人ホームは病院受診に関しては、自力又は家族の支援のもと受診して頂くのが原則となっています。

自力で病院受診をすることにより自身の持病や健康に関する意識を高め、自立を維持する上でも大事なことです。

また、家族による引率支援は、定期的に家族と交流するためにも、大事なことであり、社会とのつながりを維持する窓口にもなり、フレイルの予防の一つにもなります。

しかし、ご家族との不和により対応していただけない方やご家族の事情により、また、ご自身やご家族の高齢化により、自分では病院受診ができない状態になるケースもあります。その場合は、看護師が同行支援をし、主治医の病状説明や服薬等の指示を受けて参ります。結果的には、受診の手配や、支払いといった一連の流れに沿うフォローが必要になりますので、医療機関等との連携に努め、病状悪化させないように努めてまいります。

服薬管理については、自己管理を希望される方には可能な限りご自分で管理頂けるよう支援します。自己管理ができない方には誤薬や飲み忘れが無いよう、ご本人や、ご家族の承諾を得て、また、主治医の指示により医務室にて預かり保管し確実に服薬できるよう支援して参ります。

その場合、誤薬等が無いよう、5S活動（整理・整頓）あるいはQC活動（品質管理）などを利用し、リスクを抑えられるようなシステムや体制を整えて行きます。

日頃から入所者の皆様の健康管理や持病の管理に気を配り、早めの病院受診や緊急時の対応に力を入れ、「健康上寿」をめざして参ります。

2 心穏やかに暮らせる施設をめざします

養護老人ホームは、環境上、経済上、居宅で暮らしていけない方に、住まいの場を提供するのが本来の目的であります。従いまして、自立度の高い高齢者の方が入所される施設であり、要介護2までの方が養護老人ホームの入所対象者になっております。

「阿蘇圏域老人ホーム合同入所判定委員会」の判定を踏まえ、措置される入所者様につきましては、原則、全ての方（特別養護老人ホーム対象者を除く）を受け入れ、お世話をすることになっています。

そのために、現実には認知症や様々な障がいを持った方、アルコール依存症の方がおられます。

※あそ上寿園は、認知症者や障がい者を始め、どのような方でも受け入れられるマルチな対応能力を持たねばならないことになります。幸いなことに、姉妹施設の救護施設真和館は、様々な障がい、特に、精神が不安定で訴えや問題行動が多い入所者や様々な依存症の方を受け入れてお世話しています。あそ上寿園もそのノウハウを生かすことで、それなりに、この問題に対応していきます。

少ない職員数で安全・安心な介護をしなければならないため、職員は大変な苦勞を強いられることになります。幸いなことに、あそ上寿園の職員は、モチベーションが大変高く、熱意あふれる頑張りによって、この7年間、少ない職員数で、何とか処遇困難な方もお世話することができて来ました。

※養護老人ホームの入所者に対する介護の仕組みは、基本、自立度の高い高齢者の方へ、住まいの場を提供する形になっています。そのため、職員配置基準も非常に少なくなっています。従いまして、あそ上寿園は職員配置が少ないことから、対応困難な方も出て来られますので、その場合は、阿蘇市ほけん課と協議の上、その人に合った施設へ移って頂くこともあります。

様々な制約はありますが、令和7年度もあそ上寿園は、入所者のみなさんに、心穏やかに暮らして頂けるような介護・支援をめざして行きます。

（１）親切・丁寧な寄り添った支援

①言葉使いを丁寧にして、丁寧な対応を目指します。

言葉使いを丁寧にすることは、行動が丁寧になり細かい配慮が行き届き、介護、支援を丁寧にすることに繋がります。

難聴の方も多く居られ、また、認知症悪化の影響や考え方の違いなどから、何度もやり取りするうちに、お互いに大きい声になっていきます。第三者から聞けば言い争いの様でもあり、また、職員優位の、上から目線の説教とともとられかねません。

福祉業界では、相手を受容することが大事であると言われており、その様に教えられています。職員によっては、受容するということは、相手と仲良くするという事だと取り違えて思い込み理解してしまっている人もいる様で、それが当たり前になり、馴れ馴れしさに陥っているという傾向もあるように思われます。

当施設は開所頃から「丁寧な言葉使い、丁寧な態度」を目標にしてきましたが、そう簡単に改善できるものではありません。冒頭でも述べましたように、令和3年度（致知会 QC サークル活動第15期）から【丁寧】という大項目のテーマを掲げ、サブテーマとして、第15期：丁寧な言葉使い、第16期：丁寧な態度、第17期：丁寧な個別支援、第18期：丁寧な未然防止として取り組んで参りました。令和7年度の第19期から【未然防止】を大項目に掲げ個別支援に活かせるように取り組むことでリスクマネジメントにも繋がると考えます。

丁寧について意識し考えることで施設内の雰囲気や環境といった、全体のレベルが上がっていくものと思われ、心穏やかに暮らせる施設づくりの第一歩として最優先課題として引き続き令和7年度の目標とします。

なお、このテーマは法人全体の目標でもあります。

②報・連・相を重視し、ベクトルの合った介護・支援をめざします。

朝礼や日々の日誌、職員会議、活動等を利用し、入所者についての処遇の相談を密にすることで、職員間で情報を共有し、ベクトルを合わせた介護、支援をめざします。

これまで QC 活動の中で、テーマ：「常識力」とテーマ：「業務の平準化」に取り組みました。その結果、「業務に関する報告、連絡、相談をする足掛かりができた」と評価しています。

更に、【丁寧】について改善し、それらを足がかりとして報告・連絡・相談を重視し、ベクトルのあった介護、支援をめざしてきました。現在は【未然防止】を掲げ日々の支援に取り組んでいるところです。引き続き、この取り組みを推進し、ベクトルのあった介護・支援に向けてまいります。

（２）個別対応の充実

①認知症者への対応

養護老人ホームの入所基準は、要介護２までとなっています。しかし時間の経過とともに認知症の進行リスクは高まり、実際には介護２以上の重い認知症の方もおられます。そうなりますと、養護老人ホームの職員配置では対応が困難になり、他入所者への対応にも影響が出てきます。

当初の担当課であった阿蘇市福祉課からは、「養護老人ホームを特養化してはいけない。次の方向性を検討するように」という指導があっていました。現在は阿蘇市ほけん課が担当になりましたので、要介護度が高くなっている人について、さらに指摘が入ることが多くなりました。

今後はその人の介護度や状態にあった施設や医療機関等を探す必要がありますが、すぐすぐに転院や転所ができるわけではありません。

養護老人ホームに入所されている方は非課税の方が対象になっていますので、特別養護老人ホームやグループホームへの転所は経済的に負担が重くなります。

養護老人ホームで最期まで過ごしていただけるように、また、施設の今後の経営上の問題を考えると特定施設の指定を受けることも視野に入れ検討する必要がありますが、同時に人材不足等により職員配置のハードルが高くなるという現状であります。

②難聴者への対応

年齢を重ねると耳が遠くなります。よく見かける場面のひとつに、ある入所者が職員に何かを訴えてこられます。

職員は一生懸命対応しているのですが、話しが通じず、お互いに声が大きく

なり、説明すればするほど、お互い興奮気味になります。第三者から見れば、喧嘩しているようにも受け取れ、不快な場面になりがちです。

QC活動で取り上げている、【丁寧】を実践しながら工夫を重ねて参ります。

③障がい者への対応

あそ上寿園には、身体、知的、精神等の障害をお持ちの方も、入所されています。特に、処遇困難なこれらの方へ如何に対応するかも大変大事な課題であります。ただ、幸いにも姉妹施設の真和館は、障がいをお持ちの方への対応に強い施設であります。

そのノウハウや技法を利用することで、あそ上寿園でも障がいをお持ちの方が安心して暮らして行けるような処遇をめざして行きます。

④夜間の介護、支援の対応力の向上をめざします

あそ上寿園は、オープン当初は2人宿直体制でした。しかし、夜間帯のトイレ誘導など排泄対応や、不眠、徘徊、体調変化などの対応で加重になっていましたので、平成31年4月から1人が夜勤、もう1人が宿直体制になりました。元々、職員配置が少ないことから、夜間帯の体制を維持して行くことは、大変にはなります。夜間のトイレ誘導や介助など寄り添った支援のためには、必要な取り組みであると考え、今後も引き続き夜勤体制を維持・強化して、夜間の介護・支援の対応力の向上をめざします。

⑤質の高い入所者サービスの創造

日本の製造業の品質の良さ、競争力の強さの根底には、企業がQC活動に取り組んで従業員の高いモラルを維持しているからだと言われています。

真和館でも高い品質のサービスを提供するために、平成19年度からQC活動：第1期の取り組みを開始しました。その後、5S活動の取り組みも加わり成果を上げて参りました。

平成30年にあそ上寿園を開所しましたので早速、QC活動に取り組むことにしました。あそ上寿園の発表も真和館に負けず劣らず、立派な発表ができており、今後とも、職員は自信を持ってQC活動に取り組むことができると思われま

す。

あそ上寿園で発生する様々な課題の解決に向け、QC活動を活用することにより、「質の高い入所者サービス」を創造して参ります。

館内の掃除について、第14期活動では「常識力」の成果を発揮し、館内の掃除に力を入れ取り組みました。同じく、第14期活動で「業務の平準化」に取り組みました。これは各職員の入浴支援を皮切りに、支援全体が平均的でバラ

スの良いものであるよう、業務の平準化を目指しました。そのことにより質の高いサービスの提供を継続することができると考えています。

あそ上寿園が入所の皆様の快適な居場所として、心穏やかに過ごしていただけるよう今後も努めてまいります。

QC活動の推移は次表のとおりです。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
真和館QC活動												致知会QC活動						

あそ上寿園の取り組み内容は次表のとおりです。

第12期	テーマ①：A氏の金銭管理 テーマ②：K氏の入浴拒否の対応
第13期	テーマ①：Mさんの諸問題・周辺症状を改善 サブテーマ：心穏やかに暮らせるように支援する テーマ②：Tさんの悪習慣を改善
第14期	テーマ①：常識力 サブテーマ：水曜日業務の常識力を上げる テーマ②：業務の平準化
第15期	テーマ①：丁寧 サブテーマ：丁寧な言葉使い
第16期	テーマ①：丁寧 サブテーマ：丁寧な態度
第17期	テーマ①：丁寧 サブテーマ丁寧な個別支援 ①：Nセさんの場合 ②：Nルさんの場合
第18期	テーマ：丁寧 サブテーマ①：丁寧な未然防止 ①：Nキィさんの場合 ②：勘所の共有認識と活用・Yさんのてんかん発作の察知 ③：勘所の共有認識と活用・Xさんの場合
第19期	【予定】テーマ：①未然防止 勘所の共有認識を図り個別支援に活かす

3 地域に根差した開かれた施設をめざします

あそ上寿園の入所者は、ほとんどの方が地元阿蘇市の出身であり、入所者同志も顔なじみの方が多く仲良く暮らしておられます。中には、親類縁者の関係にある方もおられます。

また、あそ上寿園に面会に来られる方やボランティアなどの訪問者とも顔なじみの方が多く、地域の方々との交流も盛んです。新型コロナやインフルエンザをはじめ他の感染症も視野に入れ、感染防止に十分な注意を払いながら、開かれた施設をめざし、地域との交流を図ります。

年に1回の予定で、自治会、民生委員様、老人会連合会様はじめ地元の方を対象に、消防署から講師をお招きし、救急救命の講習会を実施していきます。

ところで、あそ上寿園の経営元である社会福祉法人致知会は、「社会福祉事業の主たる担い手として、世のため・人のためになる事業（社会貢献）をしなければならない」と基本理念に謳っています。あそ上寿園では、施設の玄関に「お酒の悩みごと相談所」「福祉の困りごと相談所」の看板を掲げ、お酒にまつわる相談や福祉に関する様々な相談を幅広く受け付けています。

また、アルコール依存症当事者やご家族あるいは行政や福祉団体等からの要請に基づき、問題飲酒者を訪問し、アルコール専門病院や自助グループに繋げる支援もしています。

さらに、アルコール依存症に関する「地域セミナーの開催（年1回）」や「アルコール依存症学習会（月1回）」を開催しています。

地域セミナー開催状況

（第1回～第6回開催）

	内 容
第1回	H31.3/19（火）阿蘇市農村環境改善センターにて開催 講師：熊本県精神保健福祉センター主幹・保健師：宮本靖子様 「アルコール依存症を地域でみるためのヒント」 講師：真和館指導員：高尾純子「アルコール依存症からの回復とピアカウンセラーとしての立場から」
第2回	R1.11/27（水）阿蘇市農村環境改善センターにて開催 講師：熊本県精神保健福祉センター参事・臨床心理士：渡邊知子様 「アルコール依存症について～回復のための基礎知識」 講師：ふとりねこ焙煎所 施設長：矢ヶ部孝志様
第3回	R3.12/4（土）オンライン・ZOOMにて開催 講師：九州ルーテル学院大学 人文学科 心理臨床学科教授：岡田洋一様「自己治療としてのアルコール依存症を考える」 講師：アルコール依存症の当事者様1名 講師：薬物依存症の当事者様1名

	講師：ギャンブル依存症の当事者様 1 名
第 4 回	R4.12/3（土）オンライン・ZOOMにて開催 講師：熊本県精神福祉センター所長 富田正徳様「会話についての会話」 講師：アルコール依存症の当事者 AA 名古屋グループ：まなさん
第 5 回	R5.11/25（土）10：00～12：00 オンライン・ZOOMにて開催 講師：山口達也様 演題：飲酒とアルコール依存症の関連について
第 6 回	R6.11/30（土）10：00～12：00 オンライン・ZOOMにて開催 テーマ：「アルコール依存症を理会する・支える」 ～在宅支援の現場から～ 講師：松尾 実様（まつお不動産株式会社 代表取締役・NPO 法人相続アドバイザー協議会認定会員 上級アドバイザー） 講師：榮 時弘様（特定非営利活動法人 ブルー・スカイ 理事長・特定非営利活動法人 奄美ブルー・スカイ 理事長・農業法人株式会社 奄美ブルー・スカイ農園 代表取締役）

アルコール依存症学習会開催状況 （第 1 回～第 55 回開催）

第○回 (参加者 数)	開催日時	内 容	担 当	開催場 所
第 1 回 (23 名)	R1.9/28 (土) 14：00～ 15：15	アルコール依存症の理解と 支援	あそ上寿園 施設長 藤本基子	あそ 上寿園
第 2 回 (15 名)	R1.10/26 (土) 14：00～ 15：00	アルコール依存症の理解 酒乱とブラックアウト	真和館 指導員 二上達也	あそ 上寿園
第 3 回 (18 名)	R1.11/23 (土) 14：00～ 15：15	アルコール依存症と認知症 体験発表（真和館；永田）	真和館 指導員 高坂賢一	あそ 上寿園
第 4 回 (18 名)	R2.1/25 (土) 14：00～ 15：15	否認	真和館 指導員 高尾純子	あそ 上寿園
第 5 回 (17 名)	R2.2/22 (土) 14：00～ 15：00	自助グループと日本の禁酒 運動	あそ上寿園 施設長 藤本基子	あそ 上寿園

第 6 回 (18 名)	R2. 3/28 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アルコール依存症の理解 お酒とお金	真和館 指導員 二上達也	あそ 上寿園
第 7 回 (13 名)	R2. 4/23 (土) 14 : 00～ 15 : 15	アルコールが影響を及ぼす 病気について	真和館 指導員 高坂賢一	真和館
第 8 回 (15 名)	R2. 5/23 (土) 14 : 00～ 15 : 15	否認 PART II	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 9 回 (16 名)	R2. 6/27 (土) 14 : 00～ 15 : 15	AA インターナショナルコ ンベンション	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 10 回 (17 名)	R2. 7/25 (土) 14 : 00～ 15 : 45	「2015 International Convention of Alcoholics Anonymous July2-5, 2015 80years HAPPY, JOYOUS and FREE」	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 11 回 (17 名)	R2. 8/22 (土) 14 : 00～ 15 : 30	真和館のアルコール依存症 対策の現状と課題	真和館 施設長 藤本和彦	真和館
第 12 回 (18 名)	R2. 9/26 (土) 14 : 00～ 15 : 10	アルコール依存症の理解 回復	真和館 指導員 二上達也	真和館
第 13 回 (19 名)	R2. 10/24 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アルコール依存症と発達障 害の関係性	真和館 指導員 高坂賢一	真和館
第 14 回 (17 名)	R2. 11/29 (土) 14 : 00～ 15 : 00	常識力	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 15 回 (19 名)	R2. 12/26 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アルコール依存症という不 条理な病気からどう回復す るか～真和館が目指してい る回復の手法～	真和館 施設長 藤本和彦	真和館

第 16 回 (17 名)	R3. 1/23 (土) 14 : 00～ 15 : 00	ドライドリンクの罣 ～素面の酔っぱらい (感情 の二日酔い) ～	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 17 回 (16 名)	R3. 2/27 (土) 14 : 00～ 15 : 00	12 ステップと人とのかか わり	真和館 指導員 二上達也	真和館
第 18 回 (18 名)	R3. 3/27 (土) 14 : 00～ 15 : 00	依存症と自己治療仮説	真和館 指導員 高坂賢一	真和館
第 19 回 (13 名)	R3. 4/24 (土) 14 : 00～ 15 : 00	執念 ～執念で断酒継続・回復～	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 20 回 (18 名)	R3. 5/22 (土) 14 : 00～ 15 : 25	アルコール依存症回復支援 羅針盤 ～真和館が目指している回 復手法～	真和館 施設長 藤本和彦	真和館
第 21 回 (14 名)	R3. 6/26 (土) 10 : 15～ 11 : 15	認知の歪みを修正する ～不安・いらいら・気分の 落ち込みからの解放～	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 22 回 (14 名)	R3. 7/24 (土) 13 : 30～ 14 : 50	人を信じられない ～生きづらさ～	真和館 指導員 二上達也	真和館
第 23 回 (12 名)	R3. 8/28 (土) 13 : 30～ 14 : 30	トラウマと自己治療仮説	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館
第 24 回 (14 名)	R3. 9/25 (土) 14 : 00～ 14 : 50	主体性	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 25 回 (14 名)	R3. 10/23 (土) 14 : 00～ 15 : 15	怒りとアルコール依存症	真和館 施設長 藤本和彦	真和館
第 26 回	R3. 11/27	「依存症とは」～「生きづ	真和館	真和館

(13 名)	(土) 10 : 15～ 11 : 15	らさ」の視点から～	指導員 二上達也	
第 27 回 (14 名)	R4. 1/22 (土) 14 : 00～ 15 : 10	心を落ち着かせる方法～平 安の祈りから得るヒント～	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 28 回 (14 名)	R4. 2/26 (土) 16 : 00～17 : 00	人生航路の道しるべ～発達 障害と依存症～	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館
第 29 回 (15 名)	R4. 3/26 (土) 14 : 00～ 15 : 00	洞察力～大切なことを考え る力	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 30 回 (16 名)	R4. 4/23 (土) 14 : 00～ 15 : 20	令和 4 年度事業計画	真和館 施設長 藤本和彦	真和館
第 31 回 (15 名)	R4. 5/28 (土) 14 : 00～ 15 : 05	依存症とトラウマ～「生き づらさ」の背景にあるもの	真和館 指導員 二上達也	真和館
第 32 回 (13 名)	R4. 6/25 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アルコール依存症～古い生 き方から新しい生き方へ～	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 33 回 (14 名)	R4. 7/23 (土) 14 : 00～ 15 : 00	認知行動療法～生きづらさ 軽減のヒント	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館
第 34 回 (15 名)	R4. 8/27 (土) 14 : 00～ 15 : 00	メタ認知： 気づくことが大事	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 35 回 (16 名)	R4. 9/24 (土) 14 : 00～ 15 : 00	怒りとアルコール依存症	真和館 施設長 藤本和彦	真和館
第 36 回 (9 名)	R4. 10/22 (土)	愛着障害と依存症～「生き づらさ」の背景と愛着の再	真和館 指導員	真和館

	14 : 00～ 15 : 00	構築～	二上達也	
第 37 回 (13 名)	R4. 11/26 (土) 14 : 00～ 15 : 00	「SBIRTS の推進」「アルコール依存症回復支援羅針盤」	真和館 指導員 二上達也 高尾純子	真和館
第 38 回 (15 名)	R5. 4/22 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アルコール依存症～危険因子と世代間連鎖～	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 39 回 (15 名)	R5. 6/3 (土) 14 : 00～ 15 : 00	メタ認知 気づくことが大事～思いやり・心くばり	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 40 回 (19 名)	R5. 7/1 (土) 14 : 00～ 15 : 20	森田療法的思考で生きづらさと上手に付き合う	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館
第 41 回 (12 名)	R5. 7/29 (土) 14 : 00～ 15 : 10	「アルコール依存症回復支援羅針盤」と「アルコール依存症と脳」	致知会 理事長 藤本和彦	真和館
第 42 回 (15 名)	R5. 8/26 (土) 14 : 00～ 15 : 10	「幸せ」の仕組み～「生きづらさ」を克服していこう～	真和館 指導員 二上達也	真和館
第 43 回 (12 名)	R5. 9/23 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アンガーマネジメントを知る	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館
第 44 回 (12 名)	R5. 10/28 (土) 14 : 00～ 15 : 00	祈りと告白	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 45 回 (13 名)	R5. 11/25 (土) 14 : 00 ～ 15 : 10	アルコール依存症回復羅針盤動画視聴	真和館 指導員 二上達也 高尾純子	真和館
第 46 回 (12 名)	R6. 1/27(土) 14 : 00～ 15 : 10)	怒りとアルコール依存症	致知会 理事長 藤本和彦	真和館
第 47 回	R6. 3/23	アルコールと睡眠	真和館	真和館

(12 名)	(土) 14 : 00～ 15 : 00		指導員 二上達也	
第 48 回 (15 名)	R6. 4/27 (土) 14 : 00～ 15 : 00	「否認」 ～何故否認するのか～	真和館 指導員 高尾純子	真和館
第 49 回 (1 4 名)	R 6. 5/25 (土) 14 : 00～ 15 : 00	森田療法的思考で生きづら さと上手につきあうその 2	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館
第 50 回 (1 1 名)	R 6. 6/29 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アルコール依存症の理解	あそ上寿園 施設長 藤本基子	真和館
第 51 回 (1 5 名)	R 6. 8/24 (土) 14 : 00～15 : 00	アルコールと精神構造の変 遷及び代謝（分解）過程	致知会 理事長 藤本和彦	真和館
第 52 回 (1 5 名)	R 6. 9/28 (土) 14 : 00～ 15 : 00	アダルトチルドレン～生き づらさ～	真和館 指導員 二上達也	真和館
第 53 回 (15 名) (内 、 ZOOM 参加 2 名)	R 7. 1/25 (土) 14 : 00～ 15 : 00	森田療法的思考で生きづら さと上手につきあうその 3	あそ上寿園 主任 生活相談員 高坂賢一	真和館 ZOOM
第 54 回 (15 名) (内 、 ZOOM 参加 4 名・	R 7. 2/22 (土) 14 : 00～ 15 : 00	否認 P A R T 2	真和館 指導員 高尾純子	真和館 ZOOM
第 55 回 (18 名) (内、3 名 ZOOM 参 加)	R7. 3/22 (土) 14 : 00～ 15 : 00	テーマ①酒に強い、酒に弱 い、どうやって決まるの か。 テーマ②飲んだアルコール を体内で処理し消失するの にどれくらい時間がかかる のか。	あそ上寿園 施設長 藤本基子	あそ上 寿園

		テーマ③自助グループと日本の禁酒運動		
--	--	--------------------	--	--

令和 7 年度も、あそ上寿園は、姉妹施設の救護施設真和館が持っているアルコール依存症からの回復というノウハウを、阿蘇市を中心とした阿蘇地域のために広く開放し、利用して頂く取り組みをして行きます。

養護老人ホームあそ上寿園は阿蘇市営で「上寿園」として運営されていた時代と同じように、阿蘇市の大事な社会資源として、阿蘇市の福祉の向上に貢献することを常に念頭に置きながら、令和 7 年度も着実に社会貢献に取り組めます。

4 今後の施設運営について

(1) 特定施設入居者生活介護の指定についての検討

平成 30 年 3 月 9 日に熊本県から施設が認可されました。この 3 月で開所から 8 年目を迎えました。

これまで 110 名の方が入所され、その中の 60 名の方が退所されました。退所の理由で一番多いのは、病状悪化により、養護老人ホームでの生活は困難になられ、長期入院になられた方です。

年々、在籍者の平均年齢は高くなる傾向にあり、85 歳以上の方が下記の表に示しますように在籍者の半数を超えております。入所の皆様は比較的元気にお過ごしではありますが、やはり高齢になるにつれ心身の不調等により支援や介護の必要性が高まります。

従いまして、養護老人ホーム基準の職員配置数では、当施設の各職員の負担が重くなっているという実状です。

そこで、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることで、この状況を改善できるかどうかを検討する必要があり、他施設の状況をお聞きするため研修、見学をして参りました。

平均年齢と 85 歳以上の占める割合

年月日	平均年齢 (歳)	85 歳以上 (人数)	在籍者数 (人数)	85 歳以上 割合 (%)
R2.3/31	82.5	24	48	50%
R3.3/1	83	25	50	50%
R.3/31	84.2	27	50	54%
R5.3/31	85.3	28	50	56%
R6.3/31	85.7	27	46	58.6%

R6.10/1	85.5	27	46	58.6%
R7.3/1	85	27	49	55%

特定施設入居者生活介護について見学、研修先の施設

年月日	研修、見学先施設
R6.7/29（月）	養護老人ホーム聖母の丘（熊本市）
R6.9/26（木）	養護老人ホーム向陽園（佐賀県金立町）
R6.10/8（火）	養護老人ホーム寿楽荘（山鹿市）
R6.10/15（火）	養護老人ホーム済照園（佐賀県嬉野市）

（2）養護老人ホーム保護措置費について

養護老人ホーム一般事務費基準額については平成18年4月以降、改定がなされておりません。当施設は平成30年3月に開所しましたが、それ以降、一般事務費は開所当初と同額のまま推移してきました。

一般事務費が20年も改定されないまま現在に至っています。この問題は全国の養護老人ホームでも大きく取り上げられており、現在、全国の養護部会では国に対して積極的、熱心に働きかけが行われているところです。

この度、国から各自治体へ事務連絡が出されました。

R6.12/18 事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けた簡易計算シートの配布及び地方自治体に対する説明会の開催について」

■簡易計算シートの概要

簡易計算シートは、エクセル形式で厚生労働省から地方自治体へ

シート1：計算シートの使用方法と留意事項、改定率の検討の際に参照される各数値「参考となる事項」のリスト

シート2：養護老人ホームの計算シート

シート3：軽費老人ホームの計算シート

シート4：シート1記載の「参考となる事項」の各推移

シート5：令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応に関する計算シート

「参考となる事項」から参照すべき内容を選択して検討して「改定率」を定める引き続き、致知会（当施設）でも熊本県や阿蘇市への働きかけを続けてまいります。

阿蘇市では、令和6年第7回阿蘇市議会定例会一般質問において、佐藤菊男議員が「養護老人ホーム保護措置費について」質問をされましたので報告いたします。なお、佐藤議員は当法人の評議員です。

佐藤議員：市が現在措置している入所施設の数と男女別の人数は。

小山ほけん課長：乙姫にある「あそ上寿園」をはじめ、阿蘇郡内や隣接する大津町等県内の8施設に男性25名、女性41名、合計66名の方々が入所されて

います。

佐藤議員：入所者の措置費(事務費や生活費)は、20年前に三位一体の改革により国から市町村へ事務が移管されてから、どの程度の改定がなされたのか。

ほけん課長：平成26年度から現在まで、生活費のみ一人月額9千円程度の増額改定となっています。

佐藤議員：国から市への事務移管で措置費の財源は地方交付税により賄われているが、20年前の制度改正時と比較してどの程度の増額率となっているのか。

廣瀬企画財政課長：ここ20年間で一人あたり58万円の増額、率にして約3割程度増えています。

佐藤議員：高齢者の最後のセーフティーネットが、養護老人ホームである。人件費や物価が急激に高騰する中で施設の経営は厳しさを増し職員の確保や安定したサービスの提供に苦慮している現実がある。早急に措置単価の改善の検討や熊本県や関係自治体との協議が必要な時期に来ていると思うが。

宮崎市民部長：熊本県や関係市町村との調整を図りながら今後努力していきます。

佐藤議員：高齢者福祉の拡充を地域全体で支えていく取り組みの構築は。

佐藤市長：福祉・介護にしっかりと向き合い、人材育成に心がけるとともに、財政状況をいつも念頭に置きながら、高齢者福祉のさらなる充実に取り組んでいきたいと考えています。阿蘇市議会だより第74号抜粋

（両施設がめざす共通項目）

4 臭いのしない清潔な施設をめざします（5S活動）

5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動に取り組み始めて、11年（平成26年度が初年度）が過ぎました。

整理・整頓は、仕事の能率・効率を上げるための取り組みであり、清掃・清潔は、仕事の質を良くするための取り組みであります。

介護の基本は、掃除の行き届いた臭いのしない清潔な施設づくりにあります。

そこで、5Sの取り組みにあたり、真和館では10年後（令和5年度）の目標を「ホテルやデパートに負けないクリーンな真和館」を目標にしました。そして目標の10年が過ぎましたが、令和7年度も引き続き5Sに取り組んで参ります。

あそ上寿園は、開設当初から、施設長を先頭に、掃除に一生懸命に取り組んで来ました。また、令和2年度に取り組んだQC活動の成果が施設内に定着し、その結果、職員数が少ない中「清潔でクリーンな施設」が維持できています。

介護の仕事は、机の上の仕事ではありません。現場で体を動かす仕事です。

それも中途半端ではなく、労を惜しまず働く人でないと、介護力のある人とは言えません。サボらない、実行力のある人になるには、掃除を熱心にやることが、一番効果があります。徹底した掃除をすることは、徹底した実行力を身につけることになります。この徹底力を身に着けた職員が多ければ、それこそが、抜きん出た素晴らしい施設になります。

このように、掃除には、優秀な人材を創り出すというという効用もあります。だからこそ、介護の基本中の基本は、掃除にあります。

令和7年度は、真和館が5 S活動に取り組み始め11年が過ぎ、引き続き5 Sに取り組む12年目、あそ上寿園は施設開設から8年目に入ることになります。

「心をみがき・施設をみがき・技法をみがく」を合言葉に、今一度「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の5 Sに全職員一丸となり取り組み、綺麗で匂いのしない真和館・あそ上寿園を創り上げて参ります。

5 安全・安心で、人権を尊重した介護・支援をめざします

(1) 自然災害への備え

施設運営の基本中の基本は、入所者のみなさんに事故のない安全な環境下で、心穏やかに安心した生活をして頂くことに尽きます。

熊本地震から8年が経過し、あの大きな恐ろしい経験も次第に、頭の隅に追いやられ、改めて振り返ることも少なくなりました。

熊本地震では、大きな判断ミスも無く、幸運も手伝い、何とか無事に乗り切れました。これが、変な自信に繋がってはいないか心配です。

ところで、職員が地震直後に一番にやることは、まず、入所者の安全確保です。熊本地震では、毎月1回実施している避難訓練が、大きな力を発揮しました。

そこで、真和館・あそ上寿園ともに、引き続き月1回の避難訓練を倦まず弛まず繰り返し、入所者のみなさんに体で覚えて頂くまで避難訓練を実施します。

入所者のみなさんの避難が終わり、安全確保が出来れば、次に職員がすることは、館内外のガス、電気、消防設備、スプリンクラー、水道等の点検をして、建物の2次被害を防ぐことであります。

熊本地震では、入所者の避難が終わり、ほっとして真和館の建物に目を移すと、火災を知らせる非常ベルが鳴り響き、建物はあちこちで異常な音を立て、煙やホコリは舞上がり、さらには、ガス臭が充満する中で真和館の建物が余震に喘ぎながら、力なく、しょんぼりと耐えていた姿が思い出されます。作動を続けている非常ベルやガス類の元栓あるいは油切れのためか黒い煙を上げ、回り続けている発電機などを早く止めなければ、二次災害の恐れがあります。機

器を止めるための知識が無いため本当に苦労しました。(そこで、毎月1回実施する避難訓練の終了後に、全ての職員に機器類の取り扱い方や止め方を周知徹底する訓練を実施していました。しかしながら最近は実施していませんでしたので、令和7年度は原点に戻って機器類の取り扱いの訓練を実施することに致します。)

地震直後の対策が終わると避難生活が始まることになります。いくら事前に細かな準備を積み重ねていても、発生する問題が事前の予想から外れ、外部環境が激変し、残された資源も限られているため、打てる手や解決策は限られてくるというのが現実であります。

真和館・あそ上寿園には、「風水害・台風・地震等防災計画」という防災計画が策定され、この計画に基づき水や食料の備蓄が進められ、形だけではありますが、対策も練られています。

また、「社会福祉法人致知会事業継続計画書 (BCP)」も、平成30年12月末には出来上がりました。

大きな災害(両施設ともに、地震と台風が考えられます)が起きてもアタフタせずに残された資源、限られた手段を組み合わせ、スムーズな対応・対策を取って行きたいと思っています。

なお、真和館・あそ上寿園は、ガラス窓が多い建物で、地震や台風時には心配な面もありますので、打てる対策は打つという姿勢で、高透明熱反射・飛散防止フィルムをガラス窓に張り付けました。

令和7年度も梅雨や台風の時期になれば、物心両面で、確りした備えが出来ているか、職員会議等で一つ一つ点検をして参ります。

(2) 火災に対する備え

真和館は比較的に新しい施設であり、あそ上寿園も建設されて8年目に入った施設のため、防火設備は一応整っています。

火災時の避難につきましては、真和館には、障がいのために避難の必要性を認識されていない方や睡眠薬を飲んで就寝される方が多数おられますので、体に覚えこませる避難訓練を重視しておりました。

その結果、熊本地震という大地震の中、奇跡的に大したケガも無く、入所者同志が助け合いながら無事避難ができました。

月に1回の避難訓練や自主防災組織(真和館には、入所者により組織されている自主防災組織もある)の成果だと思われます。

しかし、地震後、新たにできたあそ上寿園の入所者は、高齢のため避難時に走ったり、速足で歩くことも難しい方々です。また真和館も高齢化が進んでおり、避難訓練時に転倒したり、転倒しそうになる場面も多々見受けられる

ようになってきました。そのために、特に、火を出さないことと、消防との連携を密にすることが大事であります。

そこで、令和7年度も引き続き、①タバコなどの火の始末、②防火設備の取り扱いの習熟に力を入れて参ります。

また、③月1回の避難訓練の継続、④自主防災組織の教育・訓練に力を注ぐとともに、⑤男性職員全員の「防火管理者資格取得」をめざして参ります。

※令和2・3・4年度の3年間は、コロナ禍のために「防火管理者資格取得」のための研修会に参加していませんでしたが、令和5年度以降は研修会に参加し、資格取得に努めております。

(3) リスク管理

真和館・あそ上寿園には、身体や精神に障がいをお持ちの方々や高齢の方が、多数暮らしておられますので、日頃の注意深い見守りとともに、様々なリスクに対する対応・対策に力を入れた取り組みが必要となります。

①感染症対策

ア) コロナ対策

感染症対策は、施設のリスク管理の中でも最も重要なものの一つであります。

特に、令和2・3・4年度は、新型コロナウイルスが世界的なパンデミックとなり、真和館・あそ上寿園も、水際対策として、不要不急な外出の禁止やマスク着用、手洗いの励行に努めるとともに、もしも、施設内に入ったとしても、クラスターにならないようゾーニング計画を立てたり、真和館では、国・県の助成の下、2人部屋を個室化するなどの対策をとって参りました。

また、令和3年度末に、感染症が施設に入っても、何とか事業が継続できるように、「事業継続計画」の策定を致しました。

なんとか令和4年までは、コロナの流入を防いできましたが、令和5年1月17日に真和館に初めてコロナが発生して以降、毎年、両施設にてクラスターが発生しております。令和5年1月17日のクラスターは罹患者が20名（入所者19名、職員1名）、令和5年7月8日には、あそ上寿園で10名（入所者6名、職員4名）、令和5年9月23日には真和館で入所者3名、令和6年1月3日には、あそ上寿園で27名（入所者23名、職員4名）、令和6年7月3日には、真和館で17名（入所者9名、職員8名）と半年毎にクラスターが発生している状況です。

このように流入してしまうと、感染力が強いため、あっという間にクラスターになってしまいます。そのため対策としては、①コロナの流入防止に努める、②早期発見と感染拡大防止に努める、の2点が上げられます。①点目は、コロナやインフルエンザ等の感染状況を毎週の職員会議で確認し、感染が拡大して

いる場合は、外部での学習会等への出席を控える等をして感染防止に努めています。また感染状況を毎週確認することにより、職員の感染症への意識付けが継続して図れています。②点目の感染拡大防止に対しては、早期の発見が必要であり、全入所者の抗原定性検査が直ぐにできるよう 100 回以上の抗原定性検査キットを常備しています。また感染拡大時や職員の発熱時、職員の家族がコロナに罹患した場合には、職員に検査キットを配布し、施設内への流入を抑えています。

令和 7 年度も引き続き職員の意識付けを図りながら、確りとした水際対策を続け、クラスターが発生しないよう努めて参ります。

イ) インフルエンザ等対策

インフルエンザにつきましては、真和館では平成 24 年度に入所者 8 名、職員 2 名、平成 27 年度に入所者 4 名、職員 2 名が罹患しました。

前者は職員が、外部の研修会参加時に、後者は入所者が病院受診時に感染したもので、幸い、2 回とも対策が上手く行き、施設内に蔓延しませんでした。

特に、真和館は館外での研修の機会が多い施設なので、気を付けた取り組みが必要になっています。

あそ上寿園は、デイサービスに行かれる方が多く、また、行先も多数になります。そのため、デイサービスで、インフルエンザに罹患するリスクが非常に高くなります。しかも、高齢で体の弱い方々です。

そのため、令和 5 年度もデイサービスに行かれる方や家族からの持ち込みに特に気を付けた取り組みをしましたが、数年ぶりに真和館にて令和 5 年 11 月 20 日に 1 名の罹患者が発生しました。また令和 5 年 12 月 11 日には、あそ上寿園で罹患者が発生し、最終的には入所者 6 名と職員 4 名が感染しました。

令和 6 年度の冬は、定点測定で 100 を超えるなど、近年まれに見ない感染状況でしたが、水際対策を徹底したおかげで、両施設とも感染者は発生しませんでした。

令和 7 年度も引き続き、新型コロナウイルスと併せて、インフルエンザについても水際対策等を実施し、注意喚起をして参ります。

②食の安全対策

食の安全対策につきましては、これまで、衛生面に気を付け、食中毒を起こさないように注意するとともに喉詰め事故を起こさないよう調理方法や食事形態に工夫を凝らして来ました。

ところで、衛生管理については、令和 3 年 6 月 1 日から全ての食品事業者が HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組むことが義務化されました。

そこで、小規模営業業者が実施すべき衛生管理手順に沿い①衛生管理計画の作成、②計画に基づく実施、③確認・記録ができるよう体制を立ち上げて運営をしています。

令和7年度も、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組むことにより、入所者のみなさんへ安全で安心な食事を提供して参ります。

また、引き続き、真和館・あそ上寿園ともに食事の際には見守りを徹底し、咽詰め事故に対し、万全の体制を取って参ります。

なお、災害時の備蓄食料品は、5日分を確保することにします。

③服薬管理

服薬管理につきましては、真和館では、薬の飲み忘れや誤薬が起きにくく、しかも、効率的なシステムである「服薬管理」がQC活動の中で確立しました。

しかし、それでも、ヒューマンエラーと思われる事故が発生します。中には、飲んだ真似をして、職員を誤魔化し、実際は飲まずに済まそうとされる入所者もおられます。

あそ上寿園もほとんどの方が、施設管理になっており、これまでに、大きな事故はありませんがヒューマンエラーによる事故が起きています。

そこで、令和7年度も、新入職員の研修の徹底は勿論のこと、今一度、マニュアルどおりに実施されているか、原点に立ち返り検証をして参ります。

④日常の見守り

真和館の入所者は、殆どの方が、精神障がいをお持ちであり、あそ上寿園は高齢の方々です。これらの方々に安心した生活を送って頂くためには、入所者一人ひとりの心身の状況を常日頃からの的確に把握し、ちょっとした異常も見逃さないことが大事です。もし、異常や変化が見られたら、素早い対応を取るとともに、早めの病院受診に繋げて参ります。

⑤飛び出し防止対策

真和館・あそ上寿園ともに、精神障がいや認知症のために、施設を飛び出される方がおられます。それでも、両施設とも人権の観点から、管理のための施錠はしていません。

そのために、飛び出される恐れのある方の見守りや居場所確認には常に、気を付けて参ります。

⑥お風呂の見守り

両施設の入所者はともに、高齢で障がいがあるの方々です。お風呂でも危うく

大事故になりそうな事態を防止できた事例が、毎年1～2例あります。

令和7年度も引き続き、転倒事故や湯当たりに気を付けて、大きな事故に繋がらないよう見守りに力を入れて行きます。

⑦転倒対策

真和館は、高齢化と眠前薬の関係で転倒が多発しており、あそ上寿園は高齢のために転倒事故が絶えません。

夜になると両施設ともに、職員は2人体制になります。定期的な見回りにより、できるだけ転倒されないよう細心の注意を払います。

また、令和5年度・6年度と、QC活動などで転倒防止の取り組みをし、事故を減らす取り組みをしましたが、残念ながら真和館では転倒・骨折が多発しました。転倒はADLが低下した高齢者だけでなく、比較的若くADLが確りしている方でも発生しております。精神科薬の影響等もあり、転倒問題を根本的に解決するのは難しい状況ですが、令和7年度も引き続き、転倒防止対策に取り組んで参ります。

（４）苦情処理

苦情処理につきましては、真和館・あそ上寿園ともに「投書箱」「苦情処理窓口」を設置するとともに、法人本部に「苦情解決第三者委員」を設置し、制度に則った解決に努めています。

引き続き令和7年度も、真和館では、毎月1回、月初めに、全入所者を集め、施設長が直接入所者のみなさんから苦情を聴き、その場で解決のための話し合いをする「対話集会」を開催し、秋には、全入所者に対して「苦情や要望」のアンケートを実施し、施設運営の改善に資して参ります。

（５）人権に配慮した入所者サービス

平成23年6月に「障害者虐待防止法」が成立しましたので、真和館においては平成23年10月に「入所者処遇に伴う人権配慮指針」を策定し、人権についての学習を深めて参りました。

さらに、平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立しましたので、平成28年4月1日に「入所者処遇に伴う人権配慮指針」を一部改正し、不当な差別的な取り扱いや合理的な配慮に関する勉強もして来ました。

そこに、あそ上寿園が平成30年度から本格的に動き出しましたので、高齢者に対する虐待防止に配慮した指針が必要になりました。

考えてみれば、高齢施設であるあそ上寿園入所者の半数は、何らかの障がいをお持ちの方であり、重い障がい者をお世話する真和館入所者の半数は高齢者

であります。

そこで、「入所者処遇に伴う人権配慮指針」に高齢者虐待防止法に関する事項を新たに盛り込み、あそ上寿園でも本指針を使用することになりました。

令和7年度も、引き続き、両施設ともに職員会議の場などで「入所者処遇に伴う人権配慮・虐待防止・身体拘束指針」の学習を深め、人権に関する意識高揚を図って参ります。

6 質の高い入所者サービスを創造します（QC活動）

施設はサービス業です。施設がサービス業であるならば、提供するサービスの品質（クオリティ）、値段（プライス）、サービス（高級感や清潔感）が、入所者が望む形で提供できているか、常に確認することが必要であります。

ところで、真和館の現場力の向上に、特に効果があったのは、「QC活動」であります。施設開設の2年目の平成19年度からQCサークル活動を取り入れ、令和6年度までに18期の活動に取り組んできました。

そして、毎年度の活動で出て来た優れた報告を、現場の支援ツールや支援システムとして、現場に落とし込んで来ました。

その結果、真和館の介護や支援、調理の現場を動かしている「要」のシステムの殆どが、この18期に亘るQC活動の中から出来上がって来たと言っても過言ではありません。

また、あそ上寿園でも、開設当初の平成30年度から、早速QC活動が始まり入所者の「生活環境の快適化」や「生活の質の向上」に向けた取り組みで、大きな成果が上がっています。

お陰様で両施設とも、福祉事務所による入所者面談あるいはアンケート調査、さらには、第三者評価の報告から類推しても、殆どの入所者のみなさんが、施設生活に満足されていると判断できます。

令和7年度も引き続き、QC活動に取り組み、真和館・あそ上寿園が直面している「諸課題の解決」や「質の高い入所者サービスの創造」に資して参ります。

7 施設運営に貢献できる人材を育成します

令和元年5月1日に策定した第3次「致知会人材育成指針」の「はじめに」、致知会職員がめざすべき、究極の目標が次のように述べられています。

『心をみがき、施設をみがき、技法をみがく』という言葉をここ4～5年、毎年度の「事業計画」や「事業報告書」の中で使わせて頂いています。

実は、この言葉がどこから出て来たのか、すっかり忘れていましたが、本計画を策定するにあたり、色々と資料をあさっている中で偶然、遠藤 功著「現場論」（東洋経済新報社）に出会いました。その文中に、「瀬峰工場を始めて訪問したときの衝撃を私は忘れられない。私はこれまで数えきれないほどの工場を見てきたが、これほどクリーンな生産財工場を見たことがない。大量の油を使い、原料や仕掛品などが頻繁に工場内を移動する生産財の工場では、クリーンを追求するといっても自ずと限界がある。しかし、瀬峰工場では油の臭いが全くしない。機械からの油漏れが無いので、床もピカピカである。～中略～ このクリーンを生み出しているのが、徹底した5 Sである。行っていないところを探すのが難しいくらい、日本企業の工場では5 Sが行われている。しかし、その深さやレベルはまちまちである。瀬峰工場の5 Sは「究極の5 S」である。掛け声だけの5 Sがまん延する現場が多い中で、瀬峰工場は5 Sを極めることによって卓越した競争力を持った「非凡な現場」をつくり上げている。～中略～

瀬峰工場の5 Sはさらなる進化を遂げている。その一例が「シャドー5 S」だ。～中略～ 「人目につくところばかりをきれいにする5 Sは所詮、「やらせ5 S」「見せかけ5 S」にすぎない。～中略～

工場の通路には、ある女性従業員が考えた標語が張られている。

「心をみがき、機械をみがき、技術をみがけ」この言葉に瀬峰工場の全てが凝縮されている。」と述べられています。

間違いなく、この言葉を借用し、冒頭の「心をみがき、施設をみがき、技法をみがく」という言葉を使い始めたものと思われます。

真和館・あそ上寿園の究極の目標は、ここまで、極めた《介護・支援サービス》を提供することにあります。

その高みを目指す一助になればと願いつつ、「社会福祉法人致知会人材育成指針（研修計画）」を取りまとめました。

致知会職員のみなさんの今後、7年に亘る研修指針となりますので、折に触れ読み返して頂きますようお願い申し上げます。」と巻頭言が述べられています。

そして、その「人材育成指針」では、次の9項目が取り組むべき指針として挙げられています。

令和6年度もこの指針の達成に向け、一歩でも二歩でも、前進して行きたいと願っています。

（１）人間性の向上をめざします

施設は、人のお世話をするサービス業であります。入所者に良いサービスを提供するためには、知識やノウハウも必要ですが、一番大切なのは「やさしさ

と思いやり」であります。

令和7年度も、人間性の向上を目指し、致知出版社の「致知が贈る明日を開く言葉」を朝礼で斉唱するとともに、「優れた経営者や先哲の箴言」を職員会議等で折に触れて読み合わせをして参ります。

また、理事長から「職員のみなさまへ一言メッセージ」として、心の持ち方や生き方あるいは仕事に対する姿勢などを毎月の給与袋に入れて届け続けます。

併せて、毎月の月初めに、入所者と施設長との「対話集会」での心の持ち方や心が洗われるような話も引き続けて参ります。

職員の言葉使いや態度を丁寧にし、心穏やかに入所者サービス等に取り組んで頂くための研修も実施して行きます。

（２）現場力の向上をめざした学習を継続します

真和館では現場力の向上をめざし、様々な学習に取り組んでいます。例えば、平成27年度はアンガーマネジメント、28年度はクラフト、29年度はユマニチュード、30年度はクレプトマニア、令和元年度は発達障がい、2年度はパーソナリティ障がい、3年度は統合失調症、4・5年度はアルコール依存症というように入所者の理解促進に役立つ学習に取り組んで来ました。

一方、あそ上寿園は、職員数が少ないということが「少数精鋭主義」に繋がり、職員一人ひとりの仕事に取り組む姿勢が確立した結果、施設の清掃や介護力が向上しています。

ところで、ドラッガーは、時間という制約の中で成果を上げて行くには、①どんな仕事に時間を取られているか、記録をし、②大切な仕事に時間を振り向け、無駄な仕事をなくして行く、③こうして自由に使える時間をまとめ、できるだけ大きくして行くことだと言っています。

そこで、令和7年度もQC活動で、①日常の業務をしっかりと分析し、②小さな改革を積み上げ、③大切な仕事に時間を振り向けられるようにして参ります。

また、「昨日の仕事を今日する」のではなく、「今日の仕事は、今日する」という気持ちや姿勢を持った職員を育てて参ります。

（３）人権・リスク管理に関する研修を徹底します

真和館においては平成23年10月に「入所者処遇に伴う人権配慮指針」を策定し、以来（あそ上寿園は平成30年3月から）、人権についての学習を深めて参りました。

令和7年度も、引き続き、両施設とも職員会議の場などで「入所者処遇に伴う人権配慮・虐待防止・身体拘束指針」の学習を深め、人権に関する意識高揚を図るとともに、令和4年4月1日から施行された各種ハラスメント（パワハラ・

セクハラ・妊娠・出産等）に対する気付きを深める研修に取り組んで参ります。

また、両施設ともに、QC活動で取り組んだ「言葉使い・態度（令和3年度・4年度・5年度QC）」の成果を介護支援の現場に定着するよう努めて参ります。

ところで、ビジネスの世界には「ビジネスマナー」という社員の言動を綺麗にすることにより、相手に良い印象を与える「マナー集」があり、研修も盛んに行われています。

しかし、福祉の世界には「福祉マナー」という言葉はありません。

そこで令和5年度はQC活動にて、福祉の世界でのマナーに目を向け、「ホスピタリティ」の必要性をとりあげ活動致しました。これにより職員にもわずかばかりではありますが、「ホスピタリティ」的視点が芽生えたと感じられます。

令和7年度も引き続き、QC活動の中で「丁寧な言葉や丁寧な態度」といった職員の言動について、研究・検討を重ね、致知会独自の「福祉マナー」を作り上げて参ります。

リスク管理については、入所者の高齢化に伴い転倒事故が多発するようになりましたので、令和5年度は、今一度、「転倒防止」に視点を当て、QC活動を展開しましたが、残念ながら入所者の高齢化もあり、転倒が多発してしまいました。これについては引き続き令和6年度も取り組み、転倒事故の要因分析と入所者様に対しての転倒に対する意識向上を図りましたが、有効な転倒防止策とはなりませんでした。転倒対策は、入所者様の高齢化も重なり、一足飛びに対策できる案件ではないため、引き続き令和7年度もQC活動にて取り組んで参ります。

さらに、令和7年度も、昨年度に引き続き、施設の現場で起こる攻撃、暴力を適切にケアするためのプログラムである「C V P P P（包括的暴力防止プログラム）」の学習に一段と力を入れて参ります。

（４）得意分野を育てるOJTに取り組めます

人は強みと弱みを持っています。弱いからこそ人は、「協力」し合い生き残って来たとも言われています。

施設にも、さまざまな仕事があり、協力をしなければ仕事は進みません。その協力を組織化し、強みを発揮させ、弱みを無力化するのが「組織」であります。

真和館・あそ上寿園を、そういう組織につくり上げて行ければ、明るく・楽しい、「働きがい」のある職場となります。

また、真和館・あそ上寿園は、お互いに「顔が見える」小さな組織です。そのため、日常業務の中で、お互いに「一人ひとりの強みと弱み」を把握するこ

ともできます。

そこで、その人が持っている強みを発揮させ、一人ひとりの職員をその分野のエキスパートに育成することを目指して参ります。

OJTが実に大切になって来ますので、力のある先達のノウハウを効率的に後進に伝えるために、「支援の勘所（精神版）」作りにも注力していきます。

（５）５Ｓ活動を通し、組織に貢献できる職員をめざします

５Ｓを徹底できれば、卓越した競争力を持った「非凡な現場」をつくり上げることができます。

令和７年度は５Ｓ活動を始めて１１年目が過ぎ、更なる継続を実施していく年になります。「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の５Ｓに真剣に取り組み、「心をみがき・施設をみがき・技法をみがき」業務に貢献できる職員の育成をめざして参ります。

（６）ＱＣ活動を充実・強化し、職員の創造性を育成します

真和館で使用されているソフトやシステムは、殆ど、全てＱＣ活動の中から生み出されて来たものであります。

あそ上寿園の清掃業務も、令和２年度のＱＣ活動により、生み出された手法が、現場に定着したものです。また、同年度のＱＣ活動で取り組まれた「業務の平準化」が熊本県老施協の令和４年度の研究発表大会で１位となりました。

今後も、ＱＣ活動を継続することで、真和館・あそ上寿園が直面している諸課題の解決や職員の創造力の育成に資して参ります。

（７）外部研修（OFF-JT）の効率化をめざします

「優れたマネージャーの経験を永年調査してきた米国の研究所によれば、成人における学びの７０％は自分の仕事の経験から、２０％は他者の観察やアドバイスから、１０％は本を読んだり、研修から得ていることが分かりました（職場が生きて 人が育つ「経験学習入門」、松尾 睦著、ダイヤモンド社）」という記述に出会いました。

確かに、真和館で１９年、あそ上寿園で７年、職員の働き方や成長の過程を振り返って見れば、仕事を通し学ぶこと、自分で体験することがとても大事という考え方に納得できることがあります。

また、あそ上寿園は職員数が少なく、外部研修に職員を派遣することは、非常に厳しい状況にあります。

これまでの社会福祉法人致知会としての研修のやり方、人材育成のあり方を根本から見直す必要があると感じ、策定したのが、今回の第３次の「致知会人材育成指針」であります。

今後はその基本の上に立ち、さらに、令和7年度も講座中心の外部派遣研修は、できるだけオンラインを利用した研修会に組み替え、多数の職員が一度に学べるよう配慮して参ります。

（８）新しい介護・支援技法の取得と創造をめざします

真和館は施設開設当初は、施設運営に関しては、全くの素人集団でした。

また、介護支援のノウハウもありませんでした。そのため、課題に直面する度に、ＱＣ活動の中で、その課題に取り組むことになりました。そして、その中から、誰でも取り組める簡単な支援技法を創設して来ました。

※例えば、真和館では、精神に障がいを持たれている方に対して、①1 分間ラポール（信頼）と称して、日常のちょっとした精神状況の変化を素早く捉え、病院受診に繋げたり、②10 分間ケース会議と称して関係職員が、不穏な入所者の対応に知恵を絞ったり、③よろず相談と称して様々な相談に乗ったりしています。

さらに、④30 分間ラポール（信頼）と称してカウンセリングをしたり、⑤個人の詳しいヒストリーを作り上げ、職員みんなでその個人史を分析し、その人に合った支援手法を見つけ出しながら入所者の精神安定に努めて来ました。

その中で特に、困難な事例につきましては、堀端社会福祉士事務所の「堀端先生（本法人監事）」のご指導の下、相談支援研修会と称して事例検討会を継続的に開催しています。

また、個人史を分析して行くと、どのような場合に不穏になれるのか、原因（引き金）となるものを見つけ出せることがあります。その考えを深めていく中で、入所者の不穏になる原因（引き金）を回避できれば、不穏状態が「未然に防止」できるのではないかという発想も出て来ました。

今、現在は、「持って生まれた障害による生きづらさ」や「育ってきた環境による生きづらさ」に、どのように対処して行くかが、最大の課題となっています。

そして、そのうちに、次第に、職員の技量も上がり、最近では最先端の技法の学習や新たな支援手法の創造に取り組むまでになりました。

近年の最大の成果は、令和元年度から取り組み始め、4 年度末に完成したアルコール依存症者の支援のための画期的なツールであり、かつ、システムでもある「アルコール依存症回復支援羅針盤」であります。また、その体系の一部として「支援の勘所（アルコール依存症版）」も完成しました。

そこで、令和5年度からは、令和4年度から取り組み始めた精神障がい版の「支援の勘所」の作成に重点を移しており、令和7年度も引き続き、これに注力して参ります。

（９）自己啓発を支援します

致知会では、公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士を始め、施設の業務運営上、必要な資格を所持している職員に対して「資格手当」、そ

の資格を取得するために要する経費を支給する「資格取得手当」を創設し、資格にチャレンジする職員を支援して来ました。

最近の動きを追ってみますと、令和2年度は、「公認心理師」の資格取得をめざして、勉強している職員が数名おられましたので、公認心理師の資格手当や資格取得手当を新たに新設しました

令和3年度は、資格取得に対する職員のモチベーションをさらに、高めるために介護福祉士（5,000→6,000円）、社会福祉士（10,000→17,500円）、精神保健福祉士（10,000→17,500円）、社会福祉士+精神保健福祉士（10,000→20,000円）、公認心理師（15,000→25,000円）へ資格手当を増額しました。

令和4年度は、介護福祉士手当を（6,000→8,000円）へ増額しました。

Ⅲ 社会福祉法人致知会事業計画

1 法人本部の機能強化をめざします

社会福祉法人致知会は、平成17年10月11日に法人設立、平成18年4月28日に救護施設真和館の施設開設が認可され、以来、1法人1施設という形で、経営を行って参りました。そのため、法人事務は救護施設真和館の事務の一部という形で処理され、法人事務イコール理事会の開催というのが実態でした。

そこに、平成30年3月から「養護老人ホームあそ上寿園」という新たな第一種社会福祉事業が加わり、法人本部の位置づけをどうするかという課題が出て参りました。

そこで、令和元年度に、真和館との兼務ではありますが、法人本部に事務局長の職を設け法人本部の在り方について、検討をして参りました。

さし迫った課題としては、養護老人ホームあそ上寿園は、措置単価が低く、経営が厳しく、十分な職員配置ができないため、事務作業に手が回らない状況にあります。

そこで、人事や経理を始め、様々な事務作業の支援に力を入れて来ました。

令和7年度も引き続き、法人本部の在り方やあそ上寿園の支援強化について、時には、他法人等を参考にしながら、試行錯誤を繰り返して参ります。

2 財務基盤の安定をめざします

(1) 真和館の経営状況

社会福祉法人致知会救護施設真和館は、近江商人の三方良しの経営理念を取り入れ、人・物・金の経営資源を施設の利害関係者である①入所者、②職員、③施設に対してバランス良く配分する経営をめざしています。

その中で、真和館は18年の長きに亘り、現金収支ベースの経常収支は、常に黒字を維持してきました。

何故、このように安定した決算ができているのか、考えてみますと、真和館は50名の定員に常に、1割増の55名の入所者が入所されています。このことが収入の確保、引いては、長期に亘る経営の安定に大きく寄与していると思われます。

ところで、令和5年度・6年度は、施設開設から18年目・19年目となり、様々な設備が老朽化し、使用が出来なくなりました。そのため、令和6年度も5年度に引き続き、「器具及び備品取得費」が嵩み、14,488千円（本館1階廊下エアコン3,410千円、ナースコール5,170千円、作業所エアコン188千円、本館2階エアコン・風呂場エアコン・食堂エアコン5,720千円）という多額の費用が発生しました。

※令和5年度の器具及び備品取得費は、19,653千円（調理場エアコン770千円、井戸の掘削・ポンプ・制御盤16,478千円、井戸小屋364千円、給湯ボイラー4台1,756千円、調理給湯機396千円）

その中で、令和6年度の資金収支は、収入239,701千円―支出222,952千円＝16,749千円の黒字決算の見込みとなります。

なお、中間（9月）決算時点では、上半期のような状態が下半期も続けば4,000千円の赤字になると見込んでいました。しかし、幸いなことに下記のような幾つかの幸運に恵まれ、例年通りの好決算となりました。

その要因としては、措置単価のアップによる収入を中間決算時点では、前年度（6,400千円）並みのアップと見込んでいましたが、14,400千円という大幅なアップとなりましたので、約8,000千円の増となりました。また、民間給与改善費がBランクからCランクへ落ちると予測していましたが、辛うじてBランクとなりましたので、その分の3,000千円分がそのまま維持できました。ということで、幸運にも、収入が11,000千円好転しました。

一方、経費（支出）につきましては、前年度（19,653千円）並みと見込んでいた器具及び備品取得費が、14,488千円と約5,000千円の減額となりました。

また、職員の退職があり、休職した職員もおり、さらに、あそ上寿園で産休職員が出たため代替職員として出向した職員もいたため人件費が5,000千円程度減少しました。

収入増が11,000千円、支出減が10,000千円となりましたので、様々な経費の

節減を合わせ、17,000 千円の利益が見込まれますので、次の投資に向けての大事な原資として、全額、施設整備積立金に積み立てることにいたします。

(2)あそ上寿園の経営状況

養護老人ホームは、俗に言う三位一体の改革で、国の事務から、市町村の事務に移行され、それに伴い運営費等については、平成17年度に一般財源化され、現在は、地方交付税により財政措置がなされています。以来、20年近く、多くの養護老人ホームの運営費（措置単価）が上がっておりません。

また、いわゆる措置渋りと言われる状態が全国的に蔓延しています。

ところで、養護老人ホームあそ上寿園は、令和3年3月1日（平成29年度）にオープンし、これまで7回の決算をしました。

資金収支ベース（現金の出し入れだけの収支決算、減価償却なし）では、阿蘇市のご協力のもと定員に近い入所者が確保できているため、平成30年度から令和3年度までは、何とか黒字を維持して来ました。

しかし、措置費単価は据え置いたままで、人件費は着実に高騰していますので、残念ながら令和4年度は192千円、令和5年度は2,896千円の赤字となりました。

令和6年度につきましては、収入125,923千円—支出129,819千円＝△3,896千円と約4,000千円の赤字が見込まれます。

※あそ上寿園の決算の状況（経常的な現金収支ベース） 単位千円

（年度）	（収入）	（支出）	（差額）
平成29年度実績	3,237	5,542	△2,304
平成30年度実績	114,504	104,298	10,206
令和元年度実績	123,624	110,583	13,041
令和2年度実績	121,971	116,437	5,534
令和3年度実績	128,436	127,760	5,676
令和4年度実績	135,065	135,257	△192
令和5年度実績	128,098	130,995	△2,896
令和6年度見込	125,923	129,819	△3,896

なお、令和6年度の間（9月）決算の時点では、7,000千円～10,000千円の赤字を見込んでいましたが、育休で休みに入った職員の補充をしなかったために、幸いにも4,000千円の赤字に抑えることができました。

※別の産休職員の代替は、真和館から充当

しかし、元々、仕事量に対し少ない職員で対応していたところに、職員1人

を補充しなかったために、職員一人ひとりに重い負担をかけており、また、病気などで職員が休めばやりくりが極めて困難な状況になっています。職員の頑張りにも限度があり、今の状況を長く続けることはできません。

その上に、入所者の年齢も益々高くなり、障がいをお持ちの方や処遇困難な方の入所も増えています。

本来、養護老人ホームは、住まいの場であり、入所者の身体介護や生活支援をする施設ではありませんので、そのための人員配置がなされていません。

しかし、今では、養護老人ホームの入所者の多くの方が、身体介護や生活支援が必要な方になっています。

そこで、6年度から、介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」、いわゆる特定施設の指定を目指そうということになり、あちこちの施設の見学を行って参りました。

7年度に入れば、早速、阿蘇市と正式に相談・協議をした上で、了解が得られれば県へ指定の申請をして行きたいと思っています。

養護老人ホームの今一つの大きな問題は、長い間、措置単価が上がらなかったため、全く先の見通しがつかない経営状態に陥ってしまっていることにあります。ただ、失われた30年と言われるように、長い間デフレ経済が続いたため「20年前の低い措置単価」でも何とか今まで、耐えることが出来ています（撤退した施設もありますし、これから撤退するであろう施設もあります）。

しかし、ここ2～3年は物価や人件費が高騰したため、いくら努力をしても、赤字経営を免れ得ない状況に陥ってしまいました。

そこで、何とかしなければならぬということで、養護老人ホームの置かれた状況を調べたり、致知会なりに政治や行政あるいは上部団体等に措置単価のアップを働きかけて参りました。

幸いなことに、国におかれても今の養護老人ホームの置かれた状況（措置単価をアップしない市町村のあり方）に、危機意識を持たれるようになり、交付税で措置されている単価まで措置単価をアップするよう市町村に対して要請をしていただくようになりました。

また、茨城県のように政治の働きかけで、交付税の交付額どおりに措置単価がアップされる事例も出て参りました。

※以前から交付税の単価アップに即して措置単価のアップがされていた奈良県御所市に続き、茨城県において、単価アップがなされていなかった分（17年度の単価の1.389倍）が、令和6年度4月1日からアップされ、今後も、国の交付税のアップ率に即した措置単価のアップが図られることになった。

そこで、阿蘇市を始め熊本県内でもこのような取り扱いが行われるよう関係方面に引き続き、訴え続けて参りたいと思っています。

3 ハード（建物・設備）の充実・整備をめざします

真和館は、アルコール依存症の回復支援というソフトの充実に努めるとともに、ハード面の充実にも力を注いで参りました。

平成18年4月に本館がオープンして以来、平成22年に東館（1F事務室、2F学習室・図書室）の増築と本館の医務室や介護室、調理室等のバックヤードの改修を実施しました。次に、平成26年度に、入所者の重度化が進む中で、安心・安全な介護をめざし、1F部分を増築することになり、折角の機会なので、将来に備え2F部分にも居室の増築をしました。

令和2年度には、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応一第2弾一」で保護施設等の多床室の個室化に要する改修費について、補助金が創設されたので、この補助金を利用し、2人部屋17室を個室化しました。

令和3年度には、真和館の入り口の林の中に内観棟（3坪）を建設しました。

令和5年度は、施設開所以来使用してきた井戸が使えなくなったため、令和4年度末より新規の井戸を掘削しました。

また令和6年度は、施設開設19年目となり、1F・2F廊下と食堂の一部分のエアコン更新（9,130千円）、ナースコールの更新（5,170千円）を実施しました。

令和7年度も引き続き老朽化対策が必要であり、大型公用車の買い替えと器具備品の更新を予定しております。

4 働きがいのある職場づくりをします

致知会の経営方針は、①入所者、②職員、③施設の三者にバランスよく経営資源（人、物、金）を配分し、施設を存続・発展させることに置いて来ました。

働く職員に取って、「法人や施設が信頼でき、自分の仕事に誇りを持ち、一緒に働いている人たちと協力し合い・連帯感を持って日々の仕事に取り組んでいける」職場でありたいと願ってきました。

そのために、具体的には、公務員に準じた給与体系にし、職員に安心して働いて頂き、また、職員が定年した後も、真和館で引き続き働いて頂ければ、基本給は維持するという基本方針を持っており、給与面においても他の施設よりは若干高めの給与を支給できる体制を整えております。

しかしながら令和7年度も、昨年同様、春闘での民間大手の大幅な賃金引上げ実施と少子高齢化の働き手不足も相まみえ、労働市場の賃金が高騰しており、職員採用と定着がますます厳しくなっていくものと思われます。

これに対応するためには、賃金の引上げだけでなく、働きがい（＝働きやすい、

やりがいがある)のある職場づくりに注力する必要があります。よって、現在導入している家族状況や自らの能力に応じた働き方を選択できる働き方の多様化の推進、残業が少なく有給休暇も取りやすい職場づくり、研修などによる職員の能力向上などに加え、更なる働きがいのある職場づくりに注力して参ります。

また令和5年11月より年金の3階建て部分である「確定拠出年金制度」を導入しました。令和7年3月現在で、加入者27名（真和館15名、上寿園12名）、月額掛金拠出額は376千円（真和館286千円、上寿園90千円）となっております（低い人3,000円/月～高い人35,000円/月）。

今後も福利厚生面でもより良い処遇になるよう対応して参ります。

5 公益的な取り組みをします

地域における公益的な取り組みにつきましては、改正社会福祉法に「日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」という条文（第24条2項）が入りました。

元々、救護施設は、長い歴史の中で、その時代その地域で最も光の当たらない人々のために支援の手をさし伸べて来た施設であり、この分野は、救護施設が最も得意とし、専門的な支援機能も有している分野であります。

真和館は、その上にアルコール依存症や精神障がい強いといった特色を持った施設です。

そこで、社会福祉法人致知会においては、地域社会に貢献する取り組みとして（ア）アルコール依存症に対する相談・支援、（イ）生活困窮者等に対する相談・支援、（ウ）生活困窮者等に対する無料又は低額での宿泊支援を致知会の新たな定款に加えるとともに、両施設の正面玄関やホームページ上に「お酒の悩みごと相談所」「福祉の困りごと相談所」の看板を掲げています。

①お酒の悩みごと相談

アルコール依存症は、否認の病気ゆえに相談に結び付けるのが、なかなか難しい病気です。しかも、放っておけば、本人の状態は日々深刻化するばかりであります。

そこで、令和7年度も、本人・家族・関係機関などからお酒にまつわる相談を幅広く受け付けます。

②お酒に関する出前講座

民生委員、自助グループ、関連団体、企業、保健指導機関、大学、中学校等

が開催されるお酒に関する講演会や研修会・授業等に、令和7年度も無料で講師を派遣します。

③エスバーツ（SBIRTS）の推進

アルコールのスクリーニングテストを実施し、問題飲酒者には簡易介入を行い、アルコール依存症の疑いがあれば専門医に繋ぎ、そこから自助グループに繋ぐことにより、アルコール依存症から回復して行く一連の方式をエスバーツと言います。

令和7年度も引き続き、社会福祉法人致知会（真和館・あそ上寿園）では、アルコール依存症者が1日でも早く専門治療や自助グループに繋がるためのお手伝いを致します。

④アルコールに関する地域セミナーの開催

アルコール依存症に対する理解の促進を図るために、社会福祉法人致知会（真和館・あそ上寿園）は、阿蘇市の民生委員や区長さん、さらには、阿蘇地域の行政機関の職員や福祉関係の支援者を始めとした地域の方々に対し、平成30年度、令和元年度と「アルコール依存症を理解する・支える」と題して「地域セミナー」を開催して来ました。

令和2年度は、残念ながらコロナの関係で開催できませんでしたが、3年度、4年度はオンラインでの開催となりました。

さらに令和5年度は11月25日にオンラインにて、山口達也様に「飲酒とアルコール依存症の関連について」と題し、ご講演を賜りました。講師が著明な山口達也様ということもあり、当日は全国から250件を超えるアクセスがありました。

令和6年度につきましても令和6年11月30日にオンラインにて、まつお不動産株式会社 代表取締役 松尾実様と特定非営利活動法人 ブルー・スカイ 理事長 榮時弘様にアルコール依存症者の在宅支援の立場からご講演頂きました。

令和7年度は、コロナの感染状況を鑑みながら、現地参加とオンライン参加のそれぞれの長所・短所を勘案し、ハイブリッド形式も含めて検討して参ります。

⑤アルコール依存症学習会の開催

アルコール依存症や断酒に関する基礎的なことが学べる「アルコール依存症学習会」を令和元年9月28日を皮切りに、毎月第4土曜日（午後2時～3時）に、あそ上寿園（コロナが終息するまでは、真和館で開催）で定期的開催しています。

お酒に問題がある方は勿論のこと、ご家族や支援者の方、どなたでも気軽に参加できます。

⑥アルコール依存症者支援手法導入・実践研修（再掲事項）

近年、救護施設においては、アルコール依存症を始めとし、薬物・ギャンブル等の依存症の方々が、入所され、その処遇に困っておられる場合があります。

そのために、令和7年度も引き続き、希望される施設等の職員に対してアルコール依存症の支援手法の導入・実践研修を実施して行きます。

⑦福祉の困りごと相談

令和7年度も、福祉に関する様々な相談、施設入所や通所に関する相談を受けて行きます。

⑧無料・低額宿泊の受け入れ

令和7年度も、生活困窮者に対して、公的機関（福祉事務所等）から依頼があれば、短期間ではありますが、無料で宿泊と食事を提供します。

なお、令和2年度からは、熊救協の7施設が、熊救協の事業（熊本県救護施設協議会社会貢献事業 生活困窮者 緊急一時救護事業）として協力して取り組んでおります。

⑨生活困窮者認定就労訓練事業への取り組み

自立相談支援機関（市町村等）のあっせんに応じ、就労に困難を抱える生活困窮者に生活困窮者自立支援法に基づき、就労の機会（非雇用型）を提供する事業です。

熊本県から平成31年2月に、真和館（第1号）・あそ上寿園（第2号）として認定を受け、これまで3人の方に利用いただいています。

訓練科目としては、現在は、施設（あそ上寿園又は真和館）の清掃、紙貼り作業を実施しています。希望があれば施設内の様々な業務も、訓練科目として取り上げて行くことにしています。

⑩実習生・研修生の受け入れ

社会福祉士・精神保健福祉士等の資格取得をめざす実習生や研修生を積極的に受け入れていきます。特に、アルコール依存症や精神障がいに関心を持って頂くような実習に力を入れて行きます。

終わりに

企業の目的は「**利益をあげるのではなく、企業を永続させることにある**」と、学生時代の経営学の授業で学びました。

ところで、経営学者ドラッカーの難しい理論を易しくまとめた NHK100 分で名著「マネジメント ドラッカー（上田惇生著）」に出会い、改めて「経営と何か」を考えさせられました。以下、要約をしています。

【「企業とは何か」と問われると、多くの人は「企業とは営利組織であって、利益を上げるために活動している」と答えるはずですが、それは的外れな間違った考えとドラッカーは言います。企業にとって利益が大切なことは確かです。でもそれが、「目的」であってはならない。

利益とは社会の公器として企業が存続して行くための「条件であり、コスト」ではあるが、決して目的としてはいけない。

しかし、利益は目的であってはならないが、その企業が社会に対する役目をきちんと果たしているかどうかの物差しにはなりえます。

ドラッカーは、企業の目的の定義は、ただひとつ「**顧客を創造すること**」にあると主張しています】

確かに「顧客のいない企業」なんて存続できるはずがありませんし、顧客を確保し、適正な利益を挙げさえすれば、企業は永続できるはずですが、

Q P S というマーケティングの言葉があります。Qはクオリティ（品質）、Pはプライス（価格）、Sはサービスのことです。

真和館・あそ上寿園は、社会福祉法人のため、P（価格）については、公的規制がありますが、Q（品質）、S（サービス）については、今後さらに、磨き上げるとともに、特有（アルコール依存症者や精神障がい者の処遇に強い施設）の使命を持った施設として社会貢献にも努めて参りますので、行政を始め、関係者のみなさまの格段のご支援・ご協力を切にお願い申し上げます。